

産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成27年3月12日(木)
午後1時～
場 所 第2委員会室

審査内容

1. 議案第21号 平成27年度山陽小野田市水道事業会計予算について
(水道局)
2. 議案第22号 平成27年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
(水道局)
3. 議案第16号 平成27年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算
について(農林水産課)
4. 議案第41号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について(都市計画課/農業委員会)
5. 議案第12号 平成27年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について
(都市計画課)
6. 議案第17号 平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について
(下水道課)
7. 議案第18号 平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算
について(下水道課)
8. 議案第40号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制
定について(企業立地推進室)
9. 議案第39号 山陽小野田市商業起業家支援センター条例を廃止する条例
の制定について(商工労働課)
10. 閉会中の継続調査事項について

平成27年度 水道事業会計予算 補足説明資料

(単位：千円)

1 収益的収入及び支出 (予算書 P1第3条、実施計画P6～7、損益計算書P19、明細書P24～31)

区分	予算科目	平成27年度		平成26年度		比較増減 金額	備考 ※数値は当初予算比較増減、()内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額		
収益的 収入	給水収益	1,356,194	89.7	1,407,914	-51,720	(H25' 決算実績比92.7% 税抜△98,468)	
	受託工事収益	10,148	0.7	3,947	6,201	下水関連(7本9,608)、県営河川工事関連(540)	
	他会計負担金	11,673	0.8	6,806	4,867	修繕工水分642、下水移設負担3,867(皆増)、消火栓202、児童手当156	
	その他営業収益	31,540	2.1	29,888	1,652	加入金(10,685)、下水道料調定収納受託料(20,520)	
	受取利息	2,651	0.2	2,651	0	普通・定期預金利息	
	他会計補助金	2	0.0	5	-3	水源開発企業債利息	
	長期前受金戻入	59,883	4.0	59,162	721	非現金(当年度減価償却のうち補助金等相当額)	
	その他雑収益	25,826	1.7	1,681	24,145	工・簡水按分経費負担(2,304)、消費税還付(23,129皆増)	
	簡易水道	給水収益	1,518	0.1	1,783	-265	(H25' 決算実績比82.6% 税抜△297)
	他会計補助金	10,593	0.7	11,396	-803	利子補給△103(1,293)、収支不足△700(9,300)	
	長期前受金戻入	884	0.1	884	0	非現金(当年度減価償却のうち補助金等相当額)	
	特別利益(簡)	1,847	0.1	1,744	103	非現金(過年度減価償却のうち補助金等相当額)	
	合計(A)	1,512,759	100	1,527,861	-15,102		
	収益的 支出	給料	190,277	14.0	195,705	-5,428	給与明細書(予算書P10～12参照)、職員若年化38.7→37.8歳
手当		82,243	6.1	90,549	-8,306	(期末勤勉は一部27,659損益外 予算書P22参照)	
賞与引当金繰入額		27,674	2.0	26,108	1,566	次年度6月期末勤勉手当原資(12～3月発生費用)	
法定福利費		60,387	4.5	60,004	383		
退職給付費		6,640	0.5	5,762	878	(2名支給36,223のうち一部29,584損益外 予算書P22参照)	
賃金		11,026	0.8	9,551	1,475	臨時職員(6人)	
印刷製本費		6,695	0.5	4,323	2,372	広報紙3,348(新規)	
委託料		63,259	4.7	62,918	341	堆積粘土処理194、山陽地区草刈117	
修繕費		107,938	8.0	117,901	-9,963	原水浄水△7,943、配水△10,804、給水8,254、業務△1,211、総係1,741	
動力費		69,702	5.1	68,273	1,429	(実績*1.1～1.2)※浄水場関連はろ過池能力低下の為	
薬品費		25,046	1.8	30,856	-5,810	PAC・次亜塩素・活性炭(購入単価減)	
水質検査費		3,026	0.2	2,317	709	分析機器点検整備、試薬等	
負担金		38,219	2.8	25,372	12,847	ダム水源関連(23,652)、広域化調査(8,285新規)、退職金負担(5,146)	
受水費		52,278	3.9	52,137	141	閏年1日分	
受託工事費		9,828	0.7	3,888	5,940	下水、県河川改修関連 給水管移設	
貸倒引当金繰入		2,298	0.2	1,494	804	未収水道料金対応	
減価償却費		371,571	27.4	362,344	9,227	償却資産の増	
資産減耗費		10,000	0.7	10,000	0		
その他の費用		47,041	3.5	48,313	-1,272	備用品△1,578(パソコンほか)等	
支払利息		85,565	6.3	87,016	-1,451	企業債利息(前年度借入予定額減)	
消費税		0	0.0	24,698	-24,698	還付の為皆減	
特別損失	50,100	3.7	78,340	-28,240	退職給付引当(50,000)、不能欠損等(100)、新会計移行処理(過年度手当 皆減)		
支出 水道	簡易	給料	2,423	0.2	2,895	-472	職員1人 給与明細書(予算書P10～12参照)
	手当	1,003	0.1	1,541	-538	(期末勤勉は一部311損益外 予算書P22参照)	
	賞与引当金繰入額	345	0.0	369	-24	次年度6月期末勤勉手当原資(12～3月発生費用)	
	法定福利費	778	0.1	909	-131		
	退職給付費	104	0.0	133	-29	引当金繰入額	
	修繕費	2,205	0.2	1,535	670	送配水管、分析機器等	
	減価償却費	3,603	0.3	3,603	0		
	その他の費用	4,303	0.3	3,987	316	水質検査費99、局庁舎整備負担金250等	
	支払利息	1,294	0.1	1,396	-102	元利均等償還により利息減・元金増	
	特別損失(簡)	0	0.0	359	-359	新会計移行処理(皆減・賞与)	
予備費	20,000	1.5	3,000	17,000			
合計(B)	1,356,871	100	1,387,596	-30,725			
損益	税抜収入合計(A)'	1,385,652		1,426,809	-41,157		
	税抜支出合計(B)'	1,326,636		1,332,996	-6,360		
	差引損益(A)'-(B)'	59,016		93,813	-34,797		

純利益59,016 - 非現金収入62,614 = 現金性損益△3,598

2 資本的收入及び支出 (予算書P2 第4条、実施計画P8、貸借対照表P17~18、明細書P32~34、継続費P13~14)

区分	予算科目	平成27年度		平成26年度	比較増減	備考
		金額	構成比	金額	金額	
資本的収入	企業債	1,040,200	95.8	1,111,000	-70,800	建設改良原資 ※予算書P2 第5条参照
	工事負担金	37,147	3.4	23,647	13,500	下水関連10,972(21,676)、消火栓428(2,171)、県2,100(13,300)
	国庫補助金	4,445	0.4	8,890	-4,445	局庁舎空調機関連(環境省)
	償還金補助出資金	43	0.0	68	-25	水源開発企業債元金繰入
	建設費補助出資金	1,400	0.1	7,550	-6,150	石綿管更新(H22~28 事業費1/2)
	他会計補助金	2,988	0.3	2,185	803	簡易水道企業債元金、建設改良補助
	合計 (C)	1,086,223	100	1,153,340	-67,117	
資本的支出	浄水場施設費	448,131	28.1	596,160	-148,029	急速ろ過池(195,000)、鴨庄改修(253,131)、新配水池(566,210)、第1送水管改良、第2送水管改良、石綿(1本)、配水管新設・改良(11本)、消火栓、フェンス、水位計、局庁舎(空調機更新・高圧電気設備更新) ほか
	送水施設費	173,880	10.9	140,940	32,940	
	配水施設費	596,269	37.5	437,141	159,128	
	庁舎施設費	25,036	1.6	21,461	3,575	
	事務費	35,291	2.2	75,842	-40,551	職員給与344(1名6,718)、委託△40,895、賃借料
	営業設備費	23,505	1.5	21,415	2,090	公用車、防犯装置、局庁舎ネットワークシステム、水道メーター ほか
	土地取得費	2,000	0.1	1,100	900	管路用地
	償還金	274,845	17.3	257,590	17,255	企業債元金償還
	簡水営業設備費	756	0.0		756	防犯装置
	償還金	2,288	0.1	2,185	103	企業債元金償還
予備費	10,000	0.6	10,000	0		
合計 (D)	1,592,001	100	1,563,834	28,167		
差引収支不足額(C)-(D)		-505,778		-410,494		
補てん財源		505,778		410,494		
内訳	当年度消費税資本的収支調整額	95,996		95,048		
	当年度損益勘定留保資金	380,876		315,446		
	減債積立金	28,906				組入資本制度廃止に伴い取崩額は当年度未処分利益剰余金(非現金)へ振替

企業債残高:H26'末 4,075,860→H27'末4,838,927

平成27年度 工業用水道事業会計予算 補足説明資料

(単位：千円)

1 収益的収入及び支出 (予算書 P35第3条、実施計画P39、損益計算書P49、明細書P53～56)

区分	予算科目	平成27年度		平成26年度		比較増減 金額	備考 ※数値は当初予算比較増減、()内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額		
収益的収入	給水収益	292,298	97.7	291,498	800	閏年1日分	
	その他営業収益	420	0.1	440	-20	児童手当(一般会計)	
	受取利息	2,028	0.7	2,079	-51		
	長期前受金戻入	4,114	1.4	4,631	-517	非現金(当年度減価償却のうち補助金等相当額)	
	営業外雑収益	224	0.1	160	64	コピー代等	
	合計(A)	299,084	100	298,808	276		
収益的支出	給料	43,200	15.7	41,798	1,402	給与明細書(予算書P42～44参照)、職員高齢化50.9→51.6歳	
	手当	20,467	7.5	18,264	2,203	(期末勤勉は一部4,721損益外 予算書P52参照)	
	賞与引当金繰入額	7,034	2.6	4,524	2,510	次年度6月期末勤勉手当原資(12～3月発生費用)	
	法定福利費	14,688	5.3	13,322	1,366		
	退職給付費	1,146	0.4	1,001	145	(2名支給6,151のうち一部5,006損益外 予算書P52参照)	
	委託料	4,603	1.7	5,101	-498	電蝕装置不良調査△648(皆減)	
	修繕費	8,397	3.1	10,368	-1,971	原水配水△1,198、総係△773	
	動力費	48,183	17.5	45,363	2,820	実績*1.1	
	負担金	13,870	5.0	11,914	1,956	厚東ダム652、退職金一般会計負担484、空調機480	
	受水費	58,471	21.3	58,311	160		
	減価償却費	29,559	10.8	28,262	1,297		
	資産減耗費	1,000	0.4	1,000		固定資産除却	
	その他の費用	10,144	3.7	11,548	-1,404	用地管理費△1,135	
	支払利息	5,089	1.9	5,538	-449	企業債利息減 ※元利均等のため4条元金は同額増	
消費税	5,824	2.1	6,294	-470	税額控除対象課税仕入れの増		
特別損失			5,800	-5,800	期末勤勉移行処理(皆減)		
予備費	3,000	1.1	1,000	2,000			
合計(B)	274,675	100	269,408	5,267			

損益	税抜収入合計(A)'	277,417		277,207	210
	税抜支出合計(B)'	258,496		252,891	5,605
	差引損益(A)' - (B)'	18,921		24,316	-5,395

純利益18,921 - 非現金収入4,114 = 現金性利益14,807

2 資本的収入及び支出 (予算書 P35～36第4条、実施計画P40、明細書P57)

区分	予算科目	平成27年度		平成26年度		比較増減 金額	備考 ※数値は当初予算比較増減、()内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額		
収入	他会計貸付金償還	87,500	100			87,500	病院H19'貸付(7年据置 償還H27～30' 元金均等0.4%/年)
	合計(A)	87,500	100	0	0	0	
資本的支出	送水施設費	70,200	73.0	63,720	6,480	西部線及び田辺線改良	
	庁舎施設費	648	0.7	1,128	-480	局庁舎高圧電気設備更新	
	事務費			540	-540	廃目(委託料皆減)	
	営業設備費	3,240	3.4	3,240		パソコンほか	
	土地取得費	1,000	1.0		1,000	管路用地	
	償還金	21,049	21.9	20,600	449	企業債元金増 ※元利均等のため3条利息は同額減	
	合計(B)	96,137	100	89,228	6,909		
差引収支不足額(B)	-96,137		-89,228			差引計算に貸付金償還金収入は算入しない 予算書P35参照	
補てん財源	96,137		89,228				
内訳	当年度消費税資本的収支調整額	5,488		5,084			
	当年度損益勘定留保資金	30,559		29,262			
	減債積立金取崩	16,977		20,600			組入資本制度廃止に伴い取崩額は当年度未処分利益剰余金(非現金)へ振替
	建設改良積立金取崩	43,113		34,282			

企業債残高:H26'末 249,982→H27'末228,933

平成27年度 実施予定工事一覧

No.	区分	工事名	工事概要
1	上水	鴨庄浄水場急速ろ過池改良	8000m ³ /日
2	上水	鴨庄浄水場改修	浄水池新設、送水ポンプ、電気計装、旧施設解体整地、事務所新設、機械設備、PAC、設計一式
3	上水	第一送水管改良(5工区)	宇部市東須恵黒石 DIP-NS φ 400 L=65m
4	上水	第二送水管送水管改良(5工区)	宇部市東須恵若山地内 STW φ 600 L=115m 叶松第四地内 STW φ 600 L=115m
5	上水	配水池新設	配水池新設、周辺配管、電気計装、配水池及び進入路造成、排水工、設計一式、送配水管(新橋～新配水池)
6	上水	高須線配水小管新設【下水】	高須地内 HPPE φ 75 L=160m 給水管あり
7	上水	千代町少童神社線配水小管新設【土木】	国道改良に伴う一部移設
8	上水	消火栓新設	消火栓 2 基
9	上水	新生町船越線改良【下水】	高須地内 HPPE φ 150 L=100m 給水管あり 撤去工SUS φ 150 L=169.1m含む
10	上水	新生町船越線仮設【下水】	高須地内 SUS φ 150 L=110m
11	上水	浜田町共和台団地線改良【下水】	共和町地内 DIP-GX φ 250 L=95m 給水管(仮設・本設)あり
12	上水	本町裏・下市・中市・上市線改良【下水】	本町裏地内 DIP-GX φ 100L=80m、仮設SUS φ 100 L=100m、消火栓1基
13	上水	広瀬・千町線改良【下水】	天満町二地内 HPPE φ 100 L=60m、仮設SUS φ 100 L=60m、消火栓1基、HPPE φ 75 L=60m
14	上水	第一物見山線改良【県】【石綿】	天満町二・本町一地内 DIP-GX φ 200 L=135m、DIP-GX φ 150 L=135m、 撤去工 φ 150 L=169.1m含む、消火栓 1 基
15	上水	くし山有帆線仮設【県】	角石地内 SUS(レンタル管) φ 150 L=100m 県道改良(有帆川新橋改良)工事に伴う移設工事
16	上水	有帆線改良【県】	梅田地内 HPPE φ 100 L=170m 給水管あり
17	上水	山川団地線改良【県】	山川地内 DIP-GX φ 150 L=50m
18	上水	西糸根線改良【県】	西糸根地内 DIP-GX φ 100 L=80m、撤去工WEET φ 75 L=80m含む
19	上水	福田配水池フェンス取替	更新 H=1.8m、L=86m
20	上水	山開作水位計更新	測定方式変更 フロート式から投げ込み式へ
21	上水	局庁舎空調機器更新	局庁舎1・2Fの室内機を含めた全面改修
22	上水	局庁舎高圧電気設備更新	トランス50kVA×1台、30kVA×1台、高圧低圧遮断装置1式
23	工水	西部線送水管改良(5工区)	宇部市東須恵 若山地内 STW φ 400 L=115m 叶松地内 STW φ 400 L=115m
24	工水	田辺線送水管改良(5工区)	宇部市黒石地内 DIP-NS φ 400 L=65m

平成 27 年 3 月 12 日

山陽小野田市議会 産業建設常任委員会 資料

(宇部市と山陽小野田市の水道事業広域化に係る両市長による方針協議)

【報告事項】

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 26 日 (木) 16 時 10 分より
- 2 場 所 山陽小野田市役所 市長応接室
- 3 出席者

宇部市	山陽小野田市
宇部市長 久保田后子	山陽小野田市長 白井博文
上下水道事業管理者 ・上下水道局長 和田誠一郎	水道事業管理者・水道局長 岩佐謙三
次長 溝部貢平	次長 大田知忠
参事 上田豊	総務課長 原田健治

4 目 的

宇部市と山陽小野田市の両水道事業は、平成 25 年 7 月に「水道事業の広域化の研究に関する覚書」を締結し、併せて両市 4 名ずつの委員を選出して「水道事業広域化研究会」を設置した。その後、1 年間の研究期間を経て、平成 26 年 7 月に「水道事業広域化研究会報告書」が提出され、両市水道事業が将来にわたり安定した給水と経営基盤を維持して行くために、何らかの広域的な体制を構築することは、多くの利点がある

ことが確認できた。

水道局は地方公営企業法で「地方公共団体が経営する企業」と規定され、水道法により「水道事業は、原則として市町村が経営するもの」と規定されている関係上、広域化のような経営形態の根本に係る変更を行うことについては、関係する地方公共団体の決定が必要となるため、両市長に水道事業広域化の方向について、意見交換をお願いする。

5 内 容

宇部市上下水道局から、両市水道事業の現状や今後の見通し、水道事業広域化の形態、今後の進め方の案などについて説明を行った。

説明終了後に、両市長が水道事業の広域化について意見交換を行い、その利点を確認し、水道の安定供給のため、これを進める方向で合意した。また、その場で覚書に双方が署名した。

(覚書)

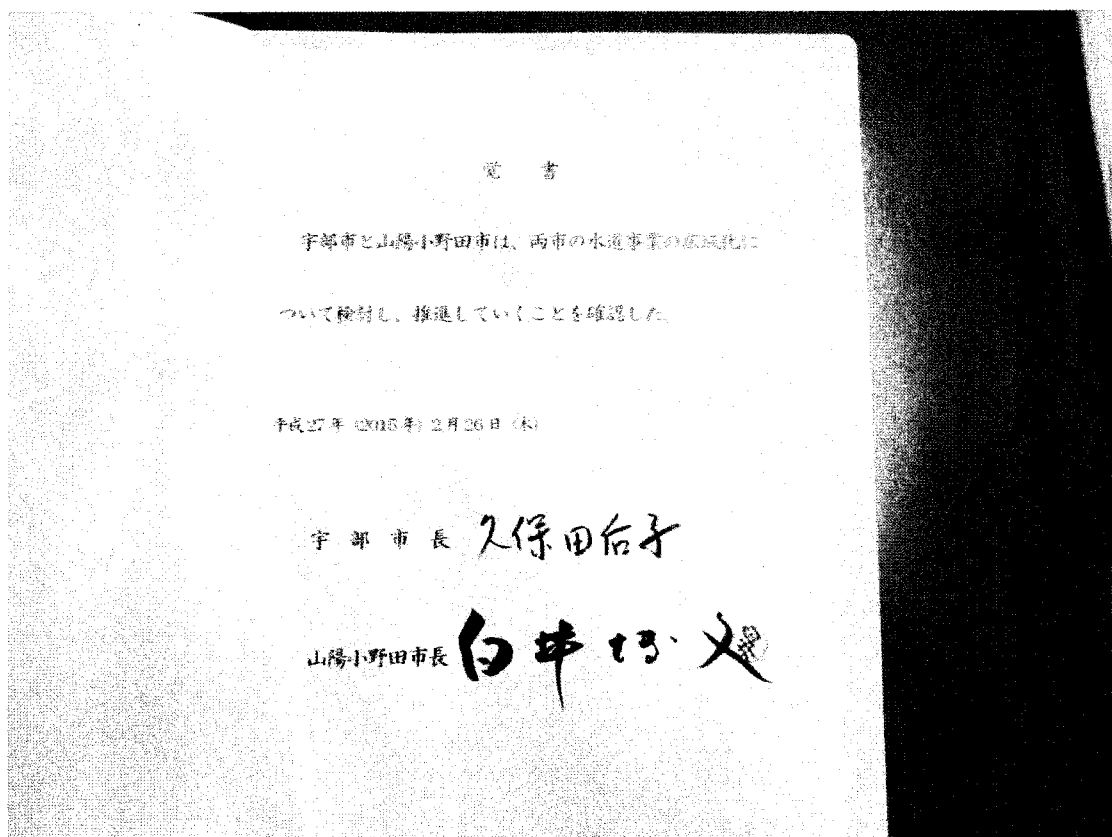
宇部市と山陽小野田市は、両市の水道事業の広域化について検討し、推進していくことを確認した。

平成 27 年 (2015 年) 2 月 26 日 (木)

宇 部 市 長	久保田 后子
山陽小野田市長	白井 博文

6 写真 (覚書の写真) 別紙

別紙



公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

フォローアップ用

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和6年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	山陽小野田市	職員数（H23.4.1現在）	59
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上（年度）		
計画期間			

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、当該年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費（億円）	68（21年度）	財政力指数	0.740（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	0（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	
経常収支比率（%）	97.3（21年度）	実質公債費比率（%）	17.4（22年度）
		将来負担比率（%）	145.6（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
<p>【合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：小野田市・山陽町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営企業会計を合併時に統合（旧小野田市の貸借対照表を基本に旧山陽町の資産及び負債を組入れ） 現行の組織体系は平成17年10月1日に改変 人員については平成16年度末に2名の退職者が出たが、これを不補充とする

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 に示した上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山陽小野田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	山陽小野田市水道事業管理者 水道局長 山本克己
既存計画との関係	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（19～23）、山陽小野田市水道事業総合計画（H19～29）
公表の方法等	HP等で公表する予定・議会に対しては建設委員会で説明予定
基本方針	経営状態については、収益的収支において利益（公共的必要余剰）を計上することができており、この利益等を活用して社会資本である水道施設の整備等を行っている状況にある。このことは現在のところ水道事業が概ね良好に推移していることを示しており、これからもこの状況を継続していくことができるよう事業運営を行っていく予定である。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	133,137.8			133,137.8
	補償金免除額	22,581.0			22,581.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	28,830.7	20,476.3		49,306.9

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
水道事業	133,137.8		2,572.7	2,154.4	135,710.5
					0.0
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (A)	133,137.8		2,572.7	2,154.4	135,710.5
※上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)	133,137.8		2,572.7	2,154.4	135,710.5

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
水道事業	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7
合 計 (A)	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7
※上記のうち 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市における水道事業は平成17年3月22日、一市一町の合併により誕生したものであるが、現在の状況は二つの河川及び二つの浄水場を有しており、主にダム受水と表流水の取水による受水形態をとっている。ダム受水に関しては、浄水場設置場所の関係から長い導水管や送水管を必要とし、その建設や改良、維持管理等に多額の費用を要する状況にある。</p> <p>表流水の取水に関しては、ダム受水に比べ先に記述した費用の必要性は低いが、当地の地形的な問題から配水施設（配水池や配水管、ポンプ所）等に費用を要する状況となっている。</p> <p>更に両地域共に水質の悪化や施設の老朽化が問題となっており、これらを解決するために平成19～29年度の水道事業総合計画を策定したが、維持管理費の削減等の企業努力をしたとしてもなお、景気低迷や節水意識の浸透による有収水量の減少による収益減により、その財源としては水道料金の改定を行う必要があり、施設の整備と拡充、それに対する財政問題とのバランスのとりの方で厳しい状況にあるといえる。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 水道料金の適正化</p> <p>水道料金に関しては合併後も旧市町別であった料金体系を平成21年度に統一した。この際、激変緩和措置として全体でマイナス改定を余儀なくされたため、今現在収益の面で厳しい状況にある。</p> <p>水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、今後さらに多額の費用が必要となるため、最大限の経営努力は行いながら、市民に理解を求めつつ適正なコストを料金に転嫁できるかが課題となる。</p> <p>さらに、今後定期的な料金改定を行う中で、景気変動の影響を受けにくい料金体系に徐々に近づけていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理・給与水準の適正合理化</p> <p>正規職員数に関しては、定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員を18%削減する予定である。</p> <p>給与については、平成18年度から管理者給料20%カット、管理職手当50%カット、管理職員特別勤務手当休止、全職員給料5%カットを実施しているが、これについては市の財政状況に合わせた特別措置であり、平成23. 24. 25年度についても実施（給与カットは職階に応じて5～3%）である。</p> <p>また、給与構造改革に関しては平成19年度から導入し、各種手当についても平成22年度に大幅な見直しを行い、給与費の抑制に結びついている。</p>
	<p>課 題 ③ 資本投下の抑制</p> <p>合併後の市域全体へ安定給水を行うべく効率的な施設整備計画（水道事業総合計画）を策定している。この計画を実施するに当たり、入札制度の見直し（公募型指名競争入札）等を導入しているが、更に経費削減の可能な施策等を行っていくことが今後の課題となる。</p>

	<p>課 題 ④ 収益確保</p> <p>下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留 意 事 項	<p>経営に関してよく取りざたされるのが民間への委託であるが、これに関して問題となるのが人件費と委託料の単なる費用の付け替えである。水道施設大量更新時代を目前に控え、団塊世代の退職による職員の技術継承が問題視される中、安易な委託化はデメリットが大きいため、中長期の費用対効果を十分に検証しつつ、トータル的に費用の削減に繋がるよう施策を行っていく必要がある。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区分		平成18年度 (計画前6年度) (決算見込)	平成19年度 (計画前4年度) (決算見込)	平成20年度 (計画前3年度) (決算見込)	平成21年度 (計画前2年度) (決算見込)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度) (計画)(決算)	平成24年度 (計画第2年度) (計画)(決算)	平成25年度 (計画第3年度) (計画)(決算見込)	平成26年度 (計画第4年度) (計画)(見込)	平成27年度 (計画第5年度) (計画)(見込)
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	1,640	1,552	1,479	1,431	1,411	1,408 1,464	1,348 1,403	1,381 1,412	1,342 1,360	1,334 1,332
	(1) 料 金 収 入	1,532	1,497	1,456	1,392	1,387	1,348 1,381	1,316 1,367	1,339 1,356	1,309 1,326	1,283 1,300
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	61	2	4	7	5	12	3	1		
	(3) そ の 他	47	53	19	32	19	60 71	32 33	42 55	33 34	51 32
	2. 営業外収益	2	3	22	17	34	10 15	10 14	9 11	9 10	9 10
	(1) 補 助 金	2	1	20	16	26	10 10	10 11	9 10	9 9	9 9
	他会計補助金	2	1	20	16	26	10 10	10 11	9 10	9 9	9 9
	その他補助金										
	(2) そ の 他		2	2	1	8	5	3	1	1	1
	収 入 計 (C)	1,642	1,555	1,501	1,448	1,445	1,418 1,479	1,358 1,417	1,390 1,423	1,351 1,370	1,343 1,342
収益的 支出	1. 営業費用	1,335	1,317	1,261	1,259	1,212	1,210 1,289	1,168 1,263	1,165 1,174	1,163 1,037	1,156 1,027
	(1) 職 員 給 与 費	514	563	481	522	458	470 513	442 456	442 451	462 358	438 340
	基 本 給	243	249	218	231	208	197 194	194 200	194 186	192 199	184 189
	退 職 手 当	49	96	65	85	53	83 137	59 92	58 93	83 6	73 0
	そ の 他	222	218	198	206	197	190 182	189 164	190 172	187 153	181 151
	(2) 経 費	419	353	383	342	362	365 398	350 421	338 327	340 317	345 323
	動 力 費	52	53	52	47	48	47 50	46 51	46 51	46 50	45 49
	修 繕 費	76	83	76	79	112	85 115	87 172	90 80	93 82	96 85
	材 料 費							0			
	そ の 他	291	217	255	216	202	233 233	217 198	202 196	201 185	204 189
(3) 減 価 償 却 費	402	401	397	395	392	375 378	376 386	385 396	361 362	373 364	
2. 営業外費用	241	215	161	127	119	109 111	106 107	103 90	106 86	136 90	
(1) 支 払 利 息	241	215	161	126	119	109 111	106 103	103 90	106 86	136 90	
(2) そ の 他				1			4				
支 出 計 (D)	1,576	1,532	1,422	1,386	1,331	1,319 1,400	1,274 1,370	1,268 1,264	1,269 1,123	1,292 1,117	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	66	23	79	62	114	99 79	84 47	122 159	82 247	51 225	
特 別 利 益 (F)											
特 別 損 失 (G)	17	1	2	2	2	2 1	2 2	2 3	2 69	2 52	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-17	-1	-2	-2	-2	-2 -1	-2 -2	-2 -3	-2 -69	-2 -52	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	49	22	77	60	112	97 78	82 45	120 156	80 178	49 173	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	49	23	78	60	112	97 78	82 45	120 156	80 178	49 173	
流 動 資 産 (J)	748	711	673	839	940	1,069 1,239	1,144 1,228	1,353 1,494	1,682 2,342	1,817 2,610	
う ち 未 収 金	256	216	211	222	259	175 272	171 255	174 224	170 170	166 166	
流 動 負 債 (K)	162	158	57	162	121	150 232	150 221	150 218	150 852	150 867	
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	153	149	49	154	107	143 182	143 174	143 170	143 143	143 143	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)	0	0	0	0	0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,579	1,550	1,475	1,424	1,406	1,408 1,452	1,348 1,400	1,381 1,411	1,342 1,360	1,334 1,332	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	0	0	0	0	0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)											

(単位:百万円, %)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (計画) (決算)	(計画第2年度) (計画) (決算)	(計画第3年度) (計画) (決算見込)	(計画第4年度) (計画) (見込)	(計画第5年度) (計画) (見込)
資 本 的 収 入	1. 企業債	93	551	501	127	132	330 165	509 178	268 316	964 518	870 1,110
	2. 他会計出資金	3	3	3	2	19	18 15	32 31	10 24	25 7	0
	3. 他会計補助金			14	12	13	5 5	5 5	2 2	2 2	2 2
	4. 他会計負担金	2	2	3	2				2		
	5. 他会計借入金		61								
	6. 国(都道府県)補助金					15	2 2	34 24		7	
	7. 固定資産売却代金					1					
	8. 工事負担金	33	21	13	17	10	3 18	1 27	1 21	3 24	2 0
	9. その他								0		
	計 (A)	131	638	534	160	190	358 205	581 267	281 370	994 551	874 1,112
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	131	638	534	160	190	358 205	581 267	281 370	994 551	874 1,112	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	184	124	173	206	245	392 237	704 328	315 288	881 661	909 1,247
	うち職員給与費	8	8	8	8	9	9 7	9 6	9 6	9 9	9 9
	2. 企業債償還金	453	985	833	376	372	354 360	312 478	287 423	285 257	296 276
	3. 他会計長期借入返還金			12	12	12	12 12	13 12			
	4. 他会計への支出金										
5. その他											
計 (D)	637	1,109	1,018	594	629	758 609	1,029 818	602 711	1,166 918	1,205 1,523	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	506	471	484	434	439	400 404	448 551	321 341	172 367	331 411	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	410	410	415	400	392	375 378	376 403	306 328	122 319	287 298
	2. 利益剰余金処分量	88	56	62	25	29	7 0	42 138			
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	8	5	7	9	18	18 26	30 10	15 13	50 48	44 113
計 (F)	506	471	484	434	439	400 404	448 551	321 341	172 367	331 411	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
他会計借入金現在高 (G)		61	49	37	25	13 13	0 0	0 0	0 0	0 0	
企業債現在高 (H)	5,557	5,123	4,791	4,542	4,302	5,955 4,107	4,475 3,807	4,456 3,700	5,135 3,961	5,709 4,795	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (計画) (決算)	(計画第2年度) (計画) (決算)	(計画第3年度) (計画) (決算見込)	(計画第4年度) (計画) (見込)	(計画第5年度) (計画) (見込)
収 益 的 収 支 分		22	2	20	18	26	13 19	13 12	13 16	13 6	13 6
	うち基準内繰入金	1	2	7	3	4	5 10	5 5	5 6	5 5	5 5
	うち基準外繰入金	21		13	15	22	8 9	8 7	8 10	8 1	8 1
資 本 的 収 支 分		8	7	21	20	36	26 24	38 37	13 29	30 10	4 2
	うち基準内繰入金	6	5	8	7	8	5 7	4 28	4 4	4 2	3 2
	うち基準外繰入金	2	2	13	13	28	21 17	34 9	9 25	26 8	1 0
合 計	30	9	41	38	62	39 43	51 49	26 45	43 16	17 8	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算算)	平成22年度 (計画前年度) (決算算)	平成23年度 (計画初年度) (計画) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (計画) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (計画) (決算見込)	平成26年度 (計画第4年度) (計画) (見込)	平成27年度 (計画第5年度) (計画) (見込)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	101	98	103	101	105	103 100	104 100	106 108	104 119	100 117
資本費 (円又は%)	77	76	71	68	68	66 69	68 65	70 65	69 63	76 65
総収支比率(法適用) (%)	103	101	105	104	108	107 106	106 103	109 112	106 115	104 115
経常収支比率(法適用) (%)	104	102	106	104	109	108 106	107 103	110 113	106 122	104 120
営業収支比率(法適用) (%)	124	118	117	114	116	116 114	115 111	119 120	115 131	115 130
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1	0	1	1	2	1 2	1 1	1 1	1 0
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0 1	0 0	0 0	0 0
	うち基準外繰入金 (%)	1	0	1	1	2	1 1	1 0	1 1	1 0
	資本的収入分 (%)	6	1	4	13	19	7 12	7 14	5 8	3 2
	うち基準内繰入金 (%)	5	1	1	4	4	1 4	1 10	1 1	0 0
うち基準外繰入金 (%)	2	0	2	8	15	6 8	6 3	3 7	3 1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益-受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益-受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益-受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用+地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用 - (受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費+基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は原則総括原価によって行う。平成21年度の旧市町の料金統一改定において、例外的に激変緩和措置をとったため全体的にマイナス改定となった。</p> <p>今後の水需要に関しては、節水意識の高まりから個人・企業共に大きな伸びは期待できず、更に平成17年の国勢調査を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が出した人口推移率で当市の状況を見ると人口の減少は否めず、結果として料金収入は減少の一途をたどるものと思われる。</p> <p>しかし、高度成長期に整備した水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、早期にその全体コストを把握し、料金改定により適正コストを料金に転嫁していくことで、受益者の世代間格差が生じないよう、一定の改定周期(3年～5年)に沿って料金改定を行っていく予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在他会計負担金としては、基準内として消火栓等に要する経費(実費全額負担)、水源開発補助出資金(償還元利負担全額)、簡易水道事業補助金(償還元利金の1/2)の繰入れている。</p> <p>これに対して基準外としては、簡易水道補助金として一般会計から、収支不足分として全額補助を受けており、企業債の償還元利の残り1/2も繰入れをしている。これは、簡易水道を設置した理由が、旧自治体における「町民皆水道」を掲げた一般会計での福祉政策であるため、また本来簡易水道は一般会計にて管理すべきものとの判断から、このような繰入れを行っている。</p> <p>また、共用施設企業債償還元利負担金については、水道庁舎建設当時に工業用水道事業は企業債の借入ができなかった為、一定の負担金(当時の水道事業、工業用水道事業の職員数で按分)を水道事業会計へ繰入れるようにした。</p> <p>職員の退職金に関しては、その職員が水道企業職員として勤務した月数と市長部局職員として勤務した月数を按分して退職する際の負担額を決定している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模投資については、水道事業総合計画を策定しており、実施計画として平成19年度～平成29年度までに浄水施設・送配水施設の整備等を予定している。財源としては企業債償還ピーク時との差額分及び水道料金の改定等を予定している。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

Ⅰ 項目	Ⅱ 課題番号	Ⅲ 具体的な内容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>正規職員に関しては、課題②でも示しているとおり、定員適正化計画に則って減少している。 合併時(58人) H17'(56人) H20'(53人) H21'(54人) H22'(52人) H23'(50人) H24'(52人) H25'(52人) H29'(47人計画)</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	<p>平成19年4月から給与構造改革の伴う改定を実施し、国準拠としている。 平成22年5月に特殊勤務手当の大幅な見直しを行い、現金取扱・水質検査手当等の廃止、月額(危険・滞納整理・外勤)手当の日額化及び交代勤務手当等の減額を実施して、給与費全体の削減を図っている。 平成22年10月に住居・通勤手当の見直しにより減額を行っている。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職手当に関しては、平成19年度より国に準拠することとし、支給率の見直しを図っている。
◇ 福利厚生事業のあり方		健康保険組合に対する事業主負担は、制度上の率に基づいて算出しており、適正に行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	<p>維持管理経費については、それぞれの案件を精査して行うこととしている。 また、その他経営の効率化に向けた取り組みとしては、課題③でも述べたとおり公募型指名競争入札を導入しており、これ以外にも費用削減に効果的な施策を行うよう検討中である。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	平成23年10月から下水道料金の調定・徴収事務を受託し、収益確保に繋げることとしている。 受託料 19,047千円/年(H23'は半期につき半額)
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	現状に限れば、収益的収支において利益を計上することができており、それによって水道施設の整備を行える状況にあることから、事業自体は概ね良好な状態にあるといえる。 しかし、今後は有収水量の減少が予想される中、水道施設の大幅な整備・更新を行っていく必要があることから、将来の財政的な危機を見越した上で、平成29年度に料金改定を行い、その後も一定の改定周期での改定を行っていく予定としている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算については、市広報において公表しているが、抜粋数値はHPでも行っている。また、経営健全化計画や入札に関する情報についても、HPで公表している。今後の公表内容も拡充を行うことを検討している。
○ 行政評価の導入		平成19年度に行った水道事業総合計画策定時にはパブリックコメントに掛けたが、無反応であった。 水道事業経営は維持管理を除けば、概ね設備投資が事業評価の対象となる。その行政評価は技術的・専門的なものとなることから一般市民には難解なものであり、誤った評価による設備投資の停滞は安定給水に致命的な打撃を与える恐れがある。さらに利害関係にある民間業者も多数存在することから、事業評価の導入はさらに先進の研究成果を待つ必要がある。 また経営・財政面では監査法人による外部監査が現実的ではあるが、当市の事業規模から考えると現状では費用対効果に疑問が残り、検討を要する。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	課題②でも示しているとおり人件費に関しては、職員数は正規職員の定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員の18%削減を目標としている。また給与制度についてもあらゆる見直しを行っており、収支計画のとおり削減効果がある予測を立てている。その他の維持管理経費については、計画的・効率的な設備投資を行うことで修繕費・委託料の削減を図ることとしている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在繰越欠損金や不良債務、資金不足等は発生しておらず、経営的には比較的安定しているといえる。しかし、更なる経営の効率化を図る為、課題③でも述べたとおり入札制度を始めとし、多方面に目を向けた内容の見直しを検討していきたい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	人件費を含めた維持管理費等の削減で更なる経営経営改善に努め、基準外繰出しの削減に繋げることとする。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	(計画第1年度) (決算)	(計画第2年度) (決算)	(計画第3年度) (決算)	(計画第4年度) (決算)	(計画第5年度) (決算)	(計画初年度) (計画)	(決算)	(計画第2年度) (計画)	(決算)	(計画第3年度) (計画)	(決算見込)	(計画第4年度) (計画)	(見込)	(計画第5年度) (計画)	(見込)
給水人口 (千人)	67	67	66	66	66	65	66	65	65	65	64	65	64	64	63
年間総有収水量 (千m ³)	8,702	8,514	8,277	8,023	7,995	7,772	7,955	7,587	7,859	7,423	7,768	7,258	7,598	7,111	7,446
公称施設能力 (m ³ /日)	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230
1日最大配水量 (m ³ /日)	35,629	33,717	34,647	31,510	33,922	33,761	36,439	33,761	31,901	33,761	32,295	33,761	33,761	33,761	33,761
最大稼働率 (%)	74	70	72	65	70	70	76	70	66	70	67	70	70	70	70
供給単価 (円/m ³)	176	176	176	174	173	173	174	173	174	180	175	180	175	180	175
給水原価 (円/m ³)	174	179	170	172	165	169	173	167	173	170	162	174	147	181	149

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「核対体制・実施スケジュール、核対の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

簡易水道に関しては、本来一般会計において管理するものである為、施設整備や維持管理等を行う上での資金面について一般会計と協議を行う必要があり、双方合意に達することができれば、水道への統合は可能である。できるだけ早い時期に統合ができるよう一般会計とは協議継続していく予定である。

実施計画書(平成27年度～平成29年度)

作成日 2015/2/23

課(局・室・所)・係・担当者

下水道課

工務係

森弘健二

No

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	4	下水道の整備	1	公共下水道整備の推進

基本事業の 施策展開	污水管網の整備を推進し、普及率の向上に取り組むとともに、污水处理施設の整備や老朽施設の改築・更新を行います。また、合流管渠からの雨天時放流水の水質改善を図ります。
---------------	---

実施 計画名	下水道整備事業	会計 種別	特会(下水)	実施 期間	平成 25以前 年度 ~ 平成 30 年度
-----------	---------	----------	--------	----------	-----------------------

(単位:千円)

No.	個別事務事業名	予算種別	H25(決算額)	H26(予算額)	H27	H28	H29	H30	H31
1	下水道整備事業(污水)	継続 臨時	432,666	618,000	537,800	625,000	435,000	435,000	435,000
2	下水道管渠維持管理事業(污水)	継続 経常	9,246	2,400	2,000	2,650	2,650	2,650	2,650
3	下水道整備事業(長寿命化)	新規 臨時		10,000	56,000	10,000	10,000	10,000	10,000
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
歳出合計			441,912	630,400	595,800	637,650	447,650	447,650	447,650
財源内訳	国庫支出金		177,871	267,000	241,900	267,500	172,500	172,500	172,500
	県支出金		7,892						
	地方債		236,200	325,100	312,700	335,700	250,200	250,200	250,200
	その他		19,949	38,300	31,200	34,450	24,950	24,950	24,950
	一般財源								
歳入合計			441,912	630,400	585,800	637,650	447,650	447,650	447,650

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	工務係	森弘健二
----------------	------	-----	------

No	-	1
----	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	4	市域保全の充実	4	低地の保全
	実施計画名			事務事業名		
	浸水対策事業			高千帆地区浸水対策事業		

事業概要	高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。	対象	高千帆地区
		手段	浸水対策の立案とそれに基づき事業化を進める。
		意図	浸水防除による低地の保全を図る。

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	浸水対策基礎調査・事業計画変更	基本調査		事業計画策定		
		完了				
		100.0%				
2	浸水対策基本設計・詳細設計				基本設計	詳細設計
3	浸水対策工事					

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	雨水施設は市が建設すべきであり、妥当である。	妥当である	26/26
	目的の妥当性	妥当である	雨水施設は市が建設すべきであり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	沖中川流域の浸水防止を目的とする業務であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である		適正である	
	実施主体の適正化	適正である	雨水施設は市が建設すべきであり、妥当である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	沖中川流域の浸水防止を目的とする業務であり、妥当である。	適正である	
有効性	目標達成度	達成している		達成している	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 25 年度	~	平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)		予算種別	継続	臨時
予算費目	款	1	下水有働事業費	項	1	下水道事業費	目	4	下水道建設費	
	細目	1	下水道建設費	細々目	1	下水道事業費	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳		委託料	7,681			委託料 事業計画策定	23,400	委託料 基本設計	30,000	委託料 詳細設計	70,000
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)										
歳出合計			7,681		0		23,400		30,000		70,000
財源内訳	国庫支出金	割合	社会資本50%	3,834			11,700		15,000		35,000
	県支出金										
	地方債		補90%単独95%								31,500
	その他										
	一般財源		繰入金	3,847				11,700		15,000	
歳入合計			7,681		0		23,400		30,000		70,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

・国庫支出金:社会資本整備総合交付金

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

下水道法第3条第1項

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

実施計画書(平成27年度～平成29年度)

作成日 2015/2/23

課(局・室・所)・係・担当者

下水道課

工務係

森弘健二

No

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	4	市域保全の充実	4	低地の保全

基本事業の 施策展開	大雨などによる浸水被害から守るため、水路、ポンプ等の整備など内水対策の充実を図ります。
---------------	---

実施 計画名	浸水対策事業	会計 種別	特会(下水)	実施 期間	平成 25 年度 ~ 平成 31以降 年度
-----------	--------	----------	--------	----------	-----------------------

(単位:千円)

No.	個別事務事業名	予算種別		H25(決算額)	H26(予算額)	H27	H28	H29	H30	H31
1	高千帆地区浸水対策事業	継続	臨時	7,681		23,400	30,000	70,000	70,000	70,000
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
歳出合計				7,681	0	23,400	30,000	70,000	70,000	70,000
財 源 内 訳	国庫支出金			3,834		11,700	15,000	35,000	35,000	35,000
	県支出金									
	地方債							31,500	31,500	31,500
	その他									
	一般財源			3,847		11,700	15,000	3,500	3,500	3,500
歳入合計				7,681	0	23,400	30,000	70,000	70,000	70,000

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	工務係	森弘健二
----------------	------	-----	------

No	-	1
----	---	---

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	4 下水道の整備	1 公共下水道整備の推進
	実施計画名	事務事業名	
	下水道整備事業	下水道整備事業(汚水)	

事業概要	平成26年度に国土交通省により、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備計画の策定と実施が提案された。本市においても計画的に汚水管渠整備を推進し、普及率の向上に努める。	対象	汚水管渠
		手段	汚水管渠の整備
		意図	安全で快適な住環境の確保と公共用水域の水質保全

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	管渠整備延長	2483m	2828m	2815m	3000m	3000m
		2483m				
		100.0%				
2	普及率	51.70%				
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公共下水道施設は市が整備すべきであり、妥当である。	妥当である	25/26
	目的の妥当性	妥当である	汚水管渠整備は住環境の整備と公共用水域の保全を目的としており、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	公共下水道の未整備地域における管渠整備であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	概ね適正である	工事費用が高額であるが全国的な傾向であり、概ね適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共下水道施設の整備は市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	汚水管渠整備は受益者負担金の対象事業であり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している	普及率は0.8%の伸びで、概ね適正である。	概ね達成している	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 25以前 年度	~	平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)		予算種別	継続	臨時
予算費目	款	1	下水道事業費	項	1	下水道事業費	目	4	下水道建設	
	細目	1	下水道事業費	細々目	1	下水道事業費	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	委託料	58,242	委託料	62,000	委託料	52,100	委託料	50,000	委託料	50,000	
	工事請負費	362,629	工事請負費	556,000	工事請負費	436,000	工事請負費	575,000	工事請負費	385,000	
	公有財産購入費	2,240			汚水処理構想策定	9,700					
	補償金	9,555			補償金	30,000					
	歳出合計		432,666	618,000		527,800		625,000		435,000	
財源内訳	国庫支出金	割合	社会資本50%	177,871	262,000	213,900	262,500	167,500			
	県支出金			7,892							
	地方債		補90%庫95%	236,200	325,100	287,500	331,200	245,700			
	その他		受益者負担金	10,703	30,900	26,400	31,300	21,800			
	一般財源										
歳入合計		432,666	618,000		527,800		625,000		435,000		

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	・国庫支出金:社会資本整備総合交付金
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	下水道法第3条第1項

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	管理収納係	森弘健二
----------------	------	-------	------

No	-	3
----	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	4	下水道の整備	1	公共下水道整備の推進
	実施計画名			事務事業名		
	下水道整備事業			下水道整備事業(長寿命化)		

事業概要	国の指導により、重要な幹線と30年以上経過した管路の状態を確認したが、供用開始当初に整備した合流区域のマンホール蓋とステップ、市内に3路線存在する圧送管の空気弁とその吐出部の下流の管路及びマンホールポンプが硫化水素で腐食していることが判明した。今後、それらを計画的に補修する必要がある。	対象	下水道管渠
		手段	下水道管渠の改築・更新
		意図	管渠の維持管理による快適な生活管渠の確保と水質の保全

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	長寿命化計画策定		基礎計画			
2	長寿命化詳細設計			詳細設計	詳細設計	詳細設計
3	長寿命化工事			工事	工事	工事

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	下水道法に「下水道施設の設置、改築は、市町村が行うものとする。」との規定があり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	対象施設の機能回復が目的であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	下水道管渠施設の改築、更新が目的であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	長寿命化計画を策定し、計画的に改築、更新を実施することで、修繕費を圧縮できる。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は、市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は、市の負担で行うものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 25 年度	～	平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	1	下水道事業費	項	1	下水道事業費	目	4	下水道建設費	
	細目	1	下水道建設費	細々目	1	下水道建設費	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			委託料	10,000	委託料	6,000	委託料	2,000	委託料	2,000
						工事請負費	50,000	工事請負費	8,000	工事請負費	8,000
歳出合計		0		10,000		56,000		10,000		10,000	
財源内訳	国庫支出金	割合	社会資本50%		5,000		28,000		5,000		5,000
	県支出金										
	地方債		補90%				25,200		4,500		4,500
	その他		受益者負担金		5,000		2,800		500		500
	一般財源										
歳入合計		0		10,000		56,000		10,000		10,000	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
国庫支出金:社会資本整備総合交付金
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
下水道法第3条第1項

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

実施計画書(平成27年度～平成29年度)

作成日	2015/2/23	課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	山陽水処理センター	光井洋一	No	
-----	-----------	----------------	------	-----------	------	----	--

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	4	下水道の整備	1	公共下水道整備の推進

基本事業の 施策展開	汚水管網の整備を推進し、普及率の向上に取り組むとともに、汚水処理施設の整備や老朽施設の改築・更新を行います。また、合流渠から雨天時放流水の水質改善を図ります。
---------------	---

実施計画名	会計種別	特会(下水)	実施期間	平成 25以前 年度 ~ 平成 31以降 年度
汚水処理施設整備事業				

(単位:千円)

No.	個別事務事業名	予算種別	H25(決算額)	H26(予算額)	H27	H28	H29	H30	H31
1	グラインダーポンプ維持管理事業	継続 経常	1,638	1,020	1,073	1,020	1,020	1,020	1,020
2	小野田水処理センター整備事業(長寿命化)	継続 臨時	39,000	40,000	130,000	180,000	180,000	180,000	180,000
3	小野田水処理センター維持管理事業	継続 経常	168,527	167,453	106,188	132,653	132,653	132,653	132,653
4	山陽水処理センター維持管理事業	継続 経常	71,902	64,820	74,800	55,056	55,056	55,056	55,056
5	下水道ポンプ場維持管理事業(小野田処理区)	継続 経常	10,744	11,640	18,717	11,640	11,640	11,640	11,640
6	下水道ポンプ場維持管理事業(山陽処理区)	継続 経常	3,477	3,571	3,776	3,571	3,571	3,571	3,571
7	下水道小型マンホールポンプ場維持管理事業(小野田処理区)	継続 経常	3,555	4,167	3,424	4,167	4,167	4,167	4,167
8	下水道小型マンホールポンプ場維持管理事業(山陽処理区)	継続 経常	3,345	3,544	2,546	3,544	3,544	3,544	3,544
9	山陽水処理センター整備事業	新規 臨時			13,000	5,000	55,000	55,000	55,000
10	小野田水処理センター整備事業(合流改善)	継続 臨時	151,501		9,700				
11	下水道ポンプ場整備事業(小野田処理区)	新規 臨時			9,990	5,000	55,000	55,000	55,000
12	下水道ポンプ場整備事業(山陽処理)	新規 臨時			10,110	5,000	55,000	55,000	55,000
歳出合計			453,689	296,215	383,324	406,651	556,651	556,651	556,651
財 源 内 訳	国庫支出金		102,449	20,000	86,400	97,500	172,500	172,500	172,500
	県支出金								
	地方債		61,700	18,000	58,500	87,700	155,200	155,200	155,200
	その他		288,690	258,215	233,574	221,451	228,951	228,951	228,951
	一般財源		850		4,850				
歳入合計			453,689	296,215	383,324	406,651	556,651	556,651	556,651

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	山陽水処理センター	光井洋一
----------------	------	-----------	------

No		-	2
----	--	---	---

施策体系	大項目(政策)	中項目(施策)	小項目(基本事業)
	9 誰もが快適に暮らせるまちづくり	4 下水道の整備	1 公共下水道整備の推進
	実施計画名	事務事業名	
	汚水処理施設整備事業	小野田水処理センター整備事業(長寿命化)	

事業概要	小野田水処理センターは供用開始後33年が経過し、経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新及び未整備施設の整備を行う。	対象	小野田水処理センター
		手段	事業計画に基づき施設の長寿命化・改築・更新及び未整備施設の整備を行う。
		意図	良好な汚水・污泥処理を可能とし環境保全を推進する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	小野田水処理センター長寿命化計画	基本計画	詳細設計	詳細設計	詳細設計	詳細設計
		完了				
		100.0%				
2	小野田水処理センター耐震診断 (対象は、人が常駐する建屋のみ)	耐震診断				
		完了				
		100.0%				
3	長寿命化・改築・更新及び未整備施設設置工事	4件		4件	1件	1件
		完成				
		100.0%				

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	下水道法に「下水道施設の設置、改築は、市町村が行うものとする」との規定があり、妥当である。	妥当である	26/26
	目的の妥当性	妥当である	対象施設の機能回復が目的であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	整備事業の対象そのものであり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	長寿命計画策定時においてライフサイクルコスト削減を検討している。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は、市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は、市の負担で行うものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度	達成している	事業計画に沿って進んでおり、達成している。	達成している	
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 25以前 年度 ~ 平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)	予算種別	継続	臨時
予算費目	款	1	下水道事業費	項	1	下水道事業費
	細目	1	下水道建設費(補助一般償分)	細々目	1	下水道建設費(補助一般償分)
				目	4	下水道建設費
				交付税算入	有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H24年度→H25年度)	詳細設計委託料	39,000	詳細設計委託料	40,000	詳細設計委託料	10,000	詳細設計委託料	10,000	詳細設計委託料	10,000
						工事請負費	120,000	工事請負費	170,000	工事請負費	170,000
歳出合計			39,000		40,000		130,000		180,000		180,000
財源内訳	国庫支出金	割合	50%	19,500	20,000	65,000	90,000	90,000			
	県支出金										
	地方債		補90%	17,500	18,000	58,500	81,000	81,000			
	その他		受益者負担金	2,000	2,000	6,500	9,000	9,000			
	一般財源										
歳入合計			39,000		40,000		130,000		180,000		180,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

国庫支出金:社会資本整備総合交付金

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

下水道法第3条第1項

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

事務事業調書

作成日	2014/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	山陽水処理センター	光井洋一
----------------	------	-----------	------

No		-	9
----	--	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	4	下水道の整備	1	公共下水道整備の推進
	実施計画名		事務事業名			
	汚水処理施設整備事業		山陽水処理センター整備事業			

事業概要	山陽水処理センターは供用開始から24年が経過し、経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新及び未整備施設の整備を行う。	対象	山陽水処理センター
		手段	事業計画に基づき施設の長寿命化・改築・更新及び未整備施設の整備を行う。
		意図	良好な汚水・汚泥処理を可能とし環境保全を推進する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	山陽水処理センター長寿命化計画			基本計画	詳細設計	詳細設計
						1件
2	長寿命化・改築・更新工事					
3	山陽水処理センター増設工事					

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	下水道法に「下水道施設の設置、改築は、市町村が行うものとする」との規定があり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	対象施設の機能回復が目的であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	整備事業の対象そのものであり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	長寿命化計画策定時においてライフサイクルコスト縮減を検討する。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は、市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は、市の負担で行うものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 27 年度	~	平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	1	下水道事業費	項	1	下水道事業費	目	4	下水道建設費	
	細目	1	下水道建設費(補助一般債分)	細々目	1	下水道建設費(補助一般債分)	交付税算入	有		公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					長寿命化計画策定	13,000	詳細設計	5,000	詳細設計	5,000
										長寿命化工事	50,000
歳出合計			0		0		13,000		5,000		55,000
財源内訳	国庫支出金	割合	50%				6,500		2,500		27,500
	県支出金										
	地方債		補90%						2,200		24,700
	その他		受益者負担金				6,500		300		2,800
	一般財源										
歳入合計			0		0		13,000		5,000		55,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
国庫支出金:社会資本整備総合交付金
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
下水道法第3条第1項

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	山陽水処理センター	光井洋一
----------------	------	-----------	------

No.	-	11
-----	---	----

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	4	下水道の整備	1	公共下水道整備の推進
	実施計画名			事務事業名		
	汚水処理施設整備事業			下水道ポンプ場整備事業(小野田処理区)		

事業概要	下水道ポンプ場(小野田処理区)は供用開始後18年が経過し、経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	対象	高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場
		手段	事業計画に基づき施設の長寿命化・改築・更新を行う。
		意図	汚水中継ポンプ場の機能を維持し、汚水の停滞を防ぐ。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	下水道ポンプ場(小野田処理区)長寿命化計画			基本計画	詳細設計	詳細設計
2	長寿命化・改築・更新工事					1件
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	下水道法に「下水道施設の設置、改築は、市町村が行うものとする」との規定があり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	対象施設の機能回復が目的であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	整備事業の対象そのものであり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	長寿命化計画策定時においてライフサイクルコスト削減を検討している。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は、市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は、市の負担で行うものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間		平成 27 年度	～	平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	1	下水道事業費	項	1	下水道事業費	目	4	下水道建設費	
	細目	1	下水道建設費(補助一般債分)	細々目	1	下水道建設費(補助一般債分)	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)					長寿命化計画策定	9,990	詳細設計	5,000	詳細設計	5,000
										長寿命化工事	50,000
歳出合計			0		0		9,990		5,000		55,000
財源内訳	国庫支出金	割合	50%				4,995		2,500		27,500
	県支出金										
	地方債		補90%						2,200		24,700
	その他		受益者負担金				4,995		300		2,800
	一般財源										
歳入合計			0		0		9,990		5,000		55,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

国庫支出金:社会資本整備総合交付金

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

下水道法第3条第1項

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	山陽水処理センター	光井洋一
----------------	------	-----------	------

No.	-	12
-----	---	----

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	9	誰もが快適に暮らせるまちづくり	4	下水道の整備	1	公共下水道整備の推進
	実施計画名			事務事業名		
	汚水処理施設整備事業			下水道ポンプ場整備事業(山陽処理区)		

事業概要	下水道ポンプ場(山陽処理区)は供用開始後20年が経過し、経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	対象	厚狭汚水中継ポンプ場
		手段	事業計画に基づき施設の長寿命化・改築・更新を行う。
		意図	汚水中継ポンプ場の機能を維持し、汚水の停滞を防ぐ。

活動指標、または成果指標		※上段:目標 中段:実績 下段:達成率				
		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	下水道ポンプ場(山陽処理区)長寿命化計画			基本計画	詳細設計	詳細設計
2	長寿命化・改築・更新工事					1件
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	下水道法に「下水道施設の設置、改築は、市町村が行うものとする」との規定があり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	対象施設の機能回復が目的であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	整備事業の対象そのものであり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	長寿命化計画策定時においてライフサイクルコスト削減を検討している。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は、市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は、市の負担で行うものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 27 年度 ~ 平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)	予算種別	新規	臨時
予算費目	款	1	下水道事業費	項	1	下水道事業費
	細目	1	下水道建設費(補助一般債分)	細々目	1	下水道建設費(補助一般債分)
				目	4	下水道建設費
				交付税算入	有	公表

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29		
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			長寿命化計画策定 10,110	詳細設計 5,000	詳細設計 5,000 長寿命化工事 50,000		
		歳出合計	0	0	10,110	5,000	55,000	
財源内訳	国庫支出金	割合	50%		5,055	2,500	27,500	
	県支出金							
	地方債		補90%				2,200	24,700
	その他		受益者負担金			5,055	300	2,800
	一般財源							
歳入合計		0	0	10,110	5,000	55,000		

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署
国庫支出金:社会資本整備総合交付金
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称
下水道法第3条第1項

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

実施計画書(平成27年度～平成29年度)

作成日	2015/2/23	課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	管理収納係	森弘健二	No	
-----	-----------	----------------	------	-------	------	----	--

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	4	市域保全の充実	4	低地の保全

基本事業の 施策展開	大雨などによる浸水被害から守るため、水路、ポンプ等の整備など内水対策の充実を図ります。
---------------	---

実施 計画名	雨水排水対策事業	会計 種別	特会(下水)	実施 期間	平成 25以前 年度 ~ 平成 31以降 年度
-----------	----------	----------	--------	----------	-------------------------

(単位:千円)

No.	個別事務事業名	予算種別		H25(決算額)	H26(予算額)	H27	H28	H29	H30	H31
1	下水道管渠維持管理事業(雨水)	継続	経常		500	500	500	500	500	500
2	雨水排水ポンプ場維持管理事業	継続	経常	3,445	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766	6,766
3	雨水排水ポンプ場整備事業	新規	臨時			79,000	20,000	20,000	20,000	20,000
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
歳出合計				3,445	7,266	86,266	27,266	27,266	27,266	27,266
財 源 内 訳	国庫支出金					39,500	10,000	10,000	10,000	10,000
	県支出金									
	地方債					35,500	9,000	9,000	9,000	9,000
	その他									
	一般財源			3,445	7,266	11,266	8,266	8,266	8,266	8,266
歳入合計				3,445	7,266	86,266	27,266	27,266	27,266	27,266

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	下水道課	山陽水処理センター	光井洋一
----------------	------	-----------	------

No	-	3
----	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	4	市域保全の充実	4	低地の保全
	実施計画名			事務事業名		
	雨水排水対策事業			雨水排水ポンプ場整備事業		

事業概要	若沖雨水排水ポンプ場は供用開始後23年が経過し、経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を実施するとともに未整備施設の整備を行う。	対象	若沖雨水排水ポンプ場
		手段	事業計画に基づき施設の長寿命化・改築・更新及び未整備施設の整備を行う。
		意図	雨水排水を円滑に行い内水から低地の保全を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	長寿命化・改築・更新及び整備工事			2件	1件	1件
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	下水道法に「下水道施設の設置、改築は、市町村が行うものとする。」との規定があり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	対象施設の機能回復、整備が目的であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	整備事業の対象そのものであり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	長寿命化計画策定時においてライフサイクルコスト削減を検討している。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公共施設整備は、市が主体で実施すべきであり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	施設整備は、市の負担で行うものであり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度	概ね達成している			
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している		貢献している	

事業期間	平成 28 年度 ~ 平成 29以降 年度	会計種別	特会(下水)	予算種別	新規	臨時
予算費目	款 1	下水道事業費	項 1	下水道事業費	目 4	下水道建設費
	細目 1	下水道建設費(補助一般債)	細々目 1	下水道建設費(補助一般債)	交付税算入	有

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)			工事請負費 79,000	工事請負費 20,000	工事請負費 20,000
	歳出合計	0	0	79,000	20,000	20,000
財源内訳	国庫支出金			39,500	10,000	10,000
	県支出金					
	地方債			35,500	9,000	9,000
	その他					
	一般財源			4,000	1,000	1,000
	歳入合計	0	0	79,000	20,000	20,000

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

国庫支出金:社会資本整備総合交付金

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

下水道法第3条第1項

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	農林係	森山喜久
----------------	-------	-----	------

No	30	-	2
----	----	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	12	魅力と活力ある産業の振興	6	地場流通の推進	1	地方卸売市場の充実
	実施計画名		事務事業名			
	地方卸売市場管理事業		山陽小野田市地方卸売市場施設整備事業			

事業概要	適切な施設整備・維持管理を行いつつ、市場の公益的機能の発揮に努めていく。衛生的な環境を整えるため、老朽化した施設の修繕を行う。	対象	山陽小野田市地方卸売市場
		手段	衛生的な環境を整えるため、段階的な修繕を行う。
		意図	施設改修を適切に行い、地方卸売市場の充実を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1	修繕件数	2件				
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公設市場であり、妥当である。		
	目的の妥当性	妥当である	公設市場であり、妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	公設市場であり、妥当である。		
効率性	コスト効率	適正である			
	実施主体の適正化	適正である	公設市場であり、適正である。		
	負担割合の適正化	適正である	公設市場であり、適正である。		
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない			
	上位施策への貢献度				

事業期間	平成 25以前 年度 ~ 平成 29以降 年度	会計種別	特会(市場)	予算種別	継続	臨時
予算費目	款 1 卸売市場費	項 1 青果市場費	目 1 市場管理費			
	細目 1 市場一般管理費	細々目 1 市場一般管理費	交付税算入	無	公表	

(単位:千円)

		H25(決算)	H26(予算)	H27	H28	H29
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)	修繕料 1,653 ・冷蔵庫扉入替工事	修繕料 1,328 ・シャッター修理 ・屋根コーキング ・漏電修理	修繕料 2,808 ・屋根防水シート改修 (2,808,000円)	修繕料 1,950 ・シャッター修理 (1,950,000円)	修繕料 2,000 ・保冷カーテン (500,000円) ・エアコン (700,000円) ・加工台 (200,000円) ・計量器 (100,000円) ・加工ライン (500,000円)
		歳出合計	1,653	1,328	2,808	1,950
財源内訳	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	1,653	1,328	2,808	1,950	2,000
歳入合計		1,653	1,328	2,808	1,950	2,000

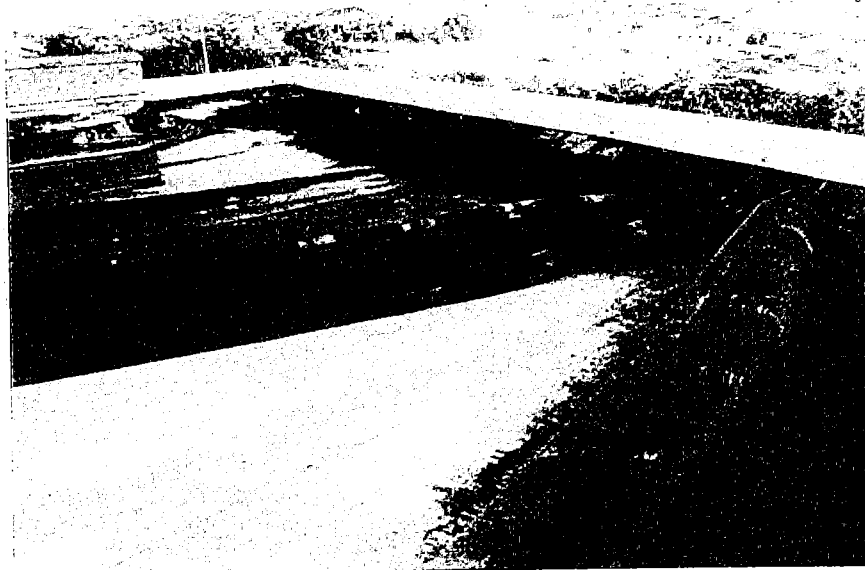
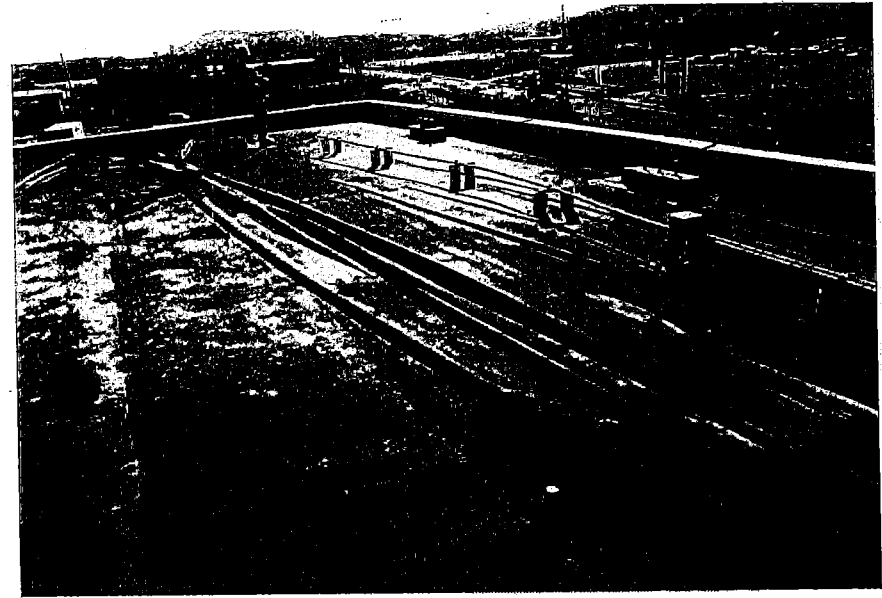
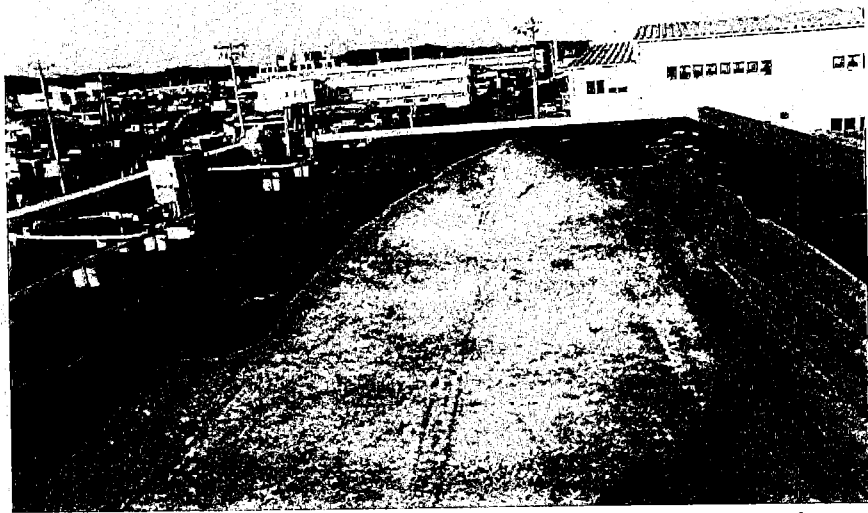
国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

市場管理運営補助金交付要綱

特記事項

(市民への説明責任などの状況)



地方卸売市場 事務室側屋上
防水ビニールシート

事務事業調書

作成日	2015/2/23
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	農林水産課	農林係	森山喜久
----------------	-------	-----	------

No	30	頁	3
----	----	---	---

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	12	魅力と活力ある産業の振興	6	地場流通の推進	1	地方卸売市場の充実
	実施計画名		事務事業名			
	地方卸売市場管理事業		山陽小野田市地方卸売市場管理事業(卸売業者運営補助金)			

事業概要	小野田中央青果経営再建プロジェクトチームを設置し、事業継続判断、経営分析等を実施。売買参加者の破産に伴う貸倒引当金と根抵当権設定に係る司法書士報酬に対する補助を行う。	対象	小野田中央青果
		手段	売買参加者の破産に伴う貸倒引当金と根抵当権設定に係る司法書士報酬を行う。
		意図	地方卸売市場の充実

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25(実績)	H26	H27	H28	H29
1						
2						
3						

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	自治体関与の妥当性	妥当である	公設市場であり、妥当である。	妥当である	23/23
	目的の妥当性	妥当である	公設市場であり、妥当である。	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	公設市場であり、妥当である。	妥当である	
効率性	コスト効率	適正である	公設市場であり、適正である。	適正である	
	実施主体の適正化	適正である	公設市場であり、適正である。	適正である	
	負担割合の適正化	適正である	公設市場であり、適正である。	適正である	
有効性	目標達成度				
	類似事業の存在	存在しない		存在しない	
	上位施策への貢献度			貢献している	

事業期間		平成 25以前 年度	~	平成 28 年度	会計種別	特会(市場)	予算種別	継続	臨時
予算費目	款	1	卸売市場費	項	1	青果市場費	目	1	市場管理費
	細目	1	市場一般管理費	細々目	1	市場一般管理費	交付税算入		無

(単位:千円)

		H25(決算)		H26(予算)		H27		H28		H29	
支出内訳		補助金	2,441	補助金	5,000	補助金	3,000	補助金	3,000		
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 ※繰越明許費 円 (H 年度→H 年度)										
歳出合計			2,441		5,000		3,000		3,000		0
財源内訳	国庫支出金	割合									
	県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源			2,441		5,000		3,000		3,000	
歳入合計			2,441		5,000		3,000		3,000		0

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

市場管理運営補助金交付要綱

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

2 厚狭駅南口駐車場について

【都市計画課】

(1) 駐車料金収入と利用台数の推移(平成21年度～平成25年度)

年度	年間利用台数(台)	利用料金収入合計(円)	備考
H21	34,450	23,779,150	
H22	28,990	21,054,300	7/15～9/7水害により無料開放
H23	35,463	24,752,250	
H24	34,536	26,049,650	
H25	33,689	25,378,450	

(2) 償還計画表(平成27年度～平成30年度)

(単位:円)

	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫	公営企業金融公庫	合計	備考
	2.1%	1.9%	1.8%		
H27	828,954	18,909	297,084	1,144,947	利息
	14,022,320	354,289	4,274,806	18,651,415	元金
	14,851,274	373,198	4,571,890	19,796,362	合計
H28	532,939	12,145	219,791	764,875	利息
	14,318,335	361,053	4,352,099	19,031,487	元金
	14,851,274	373,198	4,571,890	19,796,362	合計
H29	230,675	5,252	141,101	377,028	利息
	14,620,599	367,946	4,430,789	19,419,334	元金
	14,851,274	373,198	4,571,890	19,796,362	合計
H30			60,988	60,988	利息
			4,510,902	4,510,902	元金
			4,571,890	4,571,890	合計
計	1,592,568	36,306	718,964	2,347,838	利息
	42,961,254	1,083,288	17,568,596	61,613,138	元金
	44,553,822	1,119,594	18,287,560	63,960,976	合計

厚狭駅南口駐車場 駐車料金早見表

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	
1時間まで	100	1,050	2,250	3,450	4,650	5,850	7,050	8,250	9,450	10,650	11,850	13,050	14,250	1時間
2時間まで	200	1,100	2,300	3,500	4,700	5,900	7,100	8,300	9,500	10,700	11,900	13,100	14,300	2時間
3時間まで	300	1,150	2,350	3,550	4,750	5,950	7,150	8,350	9,550	10,750	11,950	13,150	14,350	3時間
4時間まで	400	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000	7,200	8,400	9,600	10,800	12,000	13,200	14,400	4時間
5時間まで	500	1,250	2,450	3,650	4,850	6,050	7,250	8,450	9,650	10,850	12,050	13,250	14,450	5時間
6時間まで	500	1,300	2,500	3,700	4,900	6,100	7,300	8,500	9,700	10,900	12,100	13,300	14,500	6時間
7時間まで	500	1,350	2,550	3,750	4,950	6,150	7,350	8,550	9,750	10,950	12,150	13,350	14,550	7時間
8時間まで	500	1,400	2,600	3,800	5,000	6,200	7,400	8,600	9,800	11,000	12,200	13,400	14,600	8時間
9時間まで	500	1,450	2,650	3,850	5,050	6,250	7,450	8,650	9,850	11,050	12,250	13,450	14,650	9時間
10時間まで	500	1,500	2,700	3,900	5,100	6,300	7,500	8,700	9,900	11,100	12,300	13,500	14,700	10時間
11時間まで	500	1,550	2,750	3,950	5,150	6,350	7,550	8,750	9,950	11,150	12,350	13,550	14,750	11時間
12時間まで	500	1,600	2,800	4,000	5,200	6,400	7,600	8,800	10,000	11,200	12,400	13,600	14,800	12時間
13時間まで	600	1,650	2,850	4,050	5,250	6,450	7,650	8,850	10,050	11,250	12,450	13,650	14,850	13時間
14時間まで	700	1,700	2,900	4,100	5,300	6,500	7,700	8,900	10,100	11,300	12,500	13,700	14,900	14時間
15時間まで	800	1,750	2,950	4,150	5,350	6,550	7,750	8,950	10,150	11,350	12,550	13,750	14,950	15時間
16時間まで	900	1,800	3,000	4,200	5,400	6,600	7,800	9,000	10,200	11,400	12,600	13,800	15,000	16時間
17時間まで	1,000	1,850	3,050	4,250	5,450	6,650	7,850	9,050	10,250	11,450	12,650	13,850	15,050	17時間
18時間まで	1,000	1,900	3,100	4,300	5,500	6,700	7,900	9,100	10,300	11,500	12,700	13,900	15,100	18時間
19時間まで	1,000	1,950	3,150	4,350	5,550	6,750	7,950	9,150	10,350	11,550	12,750	13,950	15,150	19時間
20時間まで	1,000	2,000	3,200	4,400	5,600	6,800	8,000	9,200	10,400	11,600	12,800	14,000	15,200	20時間
21時間まで	1,000	2,050	3,250	4,450	5,650	6,850	8,050	9,250	10,450	11,650	12,850	14,050	15,250	21時間
22時間まで	1,000	2,100	3,300	4,500	5,700	6,900	8,100	9,300	10,500	11,700	12,900	14,100	15,300	22時間
23時間まで	1,000	2,150	3,350	4,550	5,750	6,950	8,150	9,350	10,550	11,750	12,950	14,150	15,350	23時間
24時間まで	1,000	2,200	3,400	4,600	5,800	7,000	8,200	9,400	10,600	11,800	13,000	14,200	15,400	24時間

※定期駐車料金は 1ヶ月8,000円

※1時間未満の端数は、1時間とみなす

貸借対照表

商号 株式会社 小野田青果販売

代表者 藤永 誠

平成26年 3月31日現在


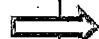


(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I (資産の部) 流動資産 現金及び預金 売上掛金 未収金	(11,653,019) 458,326 6,458,088 642,703 4,093,902	I (負債の部) 流動負債 買掛金 未払掛金 未払法人税等	(10,498,952) 378,507 10,049,445 71,000
II 固定資産 有形固定資産	(0) (0)	II 固定負債 長期未払金	(10,727,440) 10,727,440
無形固定資産	(0)		
投資その他の資産	(0)		
		負債の部合計	21,226,392
		(純資産の部) I 株主資本 1. 資本金	(-2,339,893) 1,000,000
		2. 資本剰余金	(0)
		3. 利益剰余金 (1)その他利益剰余金 繰越利益剰余金	(△ 3,339,893) (-3,339,893) △ 3,339,893
		II 評価・換算差額等	(0)
III 繰延資産 繰延業費	(7,233,480) 7,233,480	III 新株予約権	(0)
資産の部合計	18,886,499	純資産の部合計	-2,339,893
		負債・純資産の部合計	18,886,499

住宅性能表示制度・必須/選択項目の範囲の見直しについて

議案第41号 資料-1

- 住宅性能表示制度の多様な事業者での利用が進み、より多くの住宅取得者が住宅の性能に関する情報を得られる環境整備を行うため、必須/選択項目の範囲を見直す。
- 必須項目は、住宅取得者等の関心の高い項目、建設後では調査しにくい項目を対象とする。

住宅性能表示制度の評価項目		新築住宅		長期優良住宅の認定基準(新築)
		現行	見直し	
①	構造の安定に関すること	●	● 	●
②	火災時の安全に関すること	●	○	—
③	劣化の軽減に関すること	●	● 	●
④	維持管理・更新への配慮に関すること	●	● 	●
⑤	温熱環境に関すること	●	● 	●
⑥	空気環境に関すること	●	○	—
⑦	光・視環境に関すること	●	○	—
⑧	音環境に関すること	○	○	—
⑨	高齢者等への配慮に関すること	●	○	▲(共同住宅等のみ)
⑩	防犯に関すること	●	○	—

施行時期

○平成27年4月1日施行

(注) ●は必須項目、○は選択項目

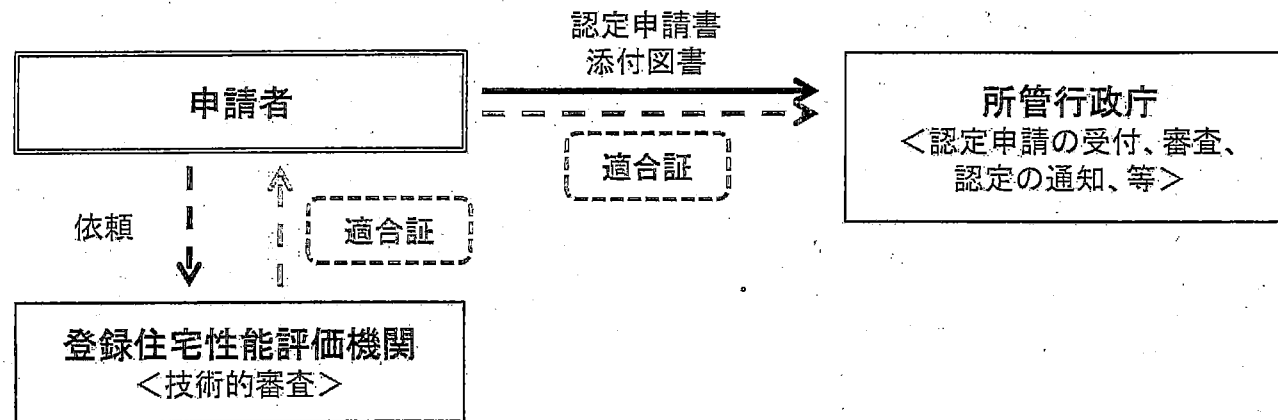
住宅性能評価書を活用した長期優良住宅の認定事務実施体制整備

議案第41号 資料-2

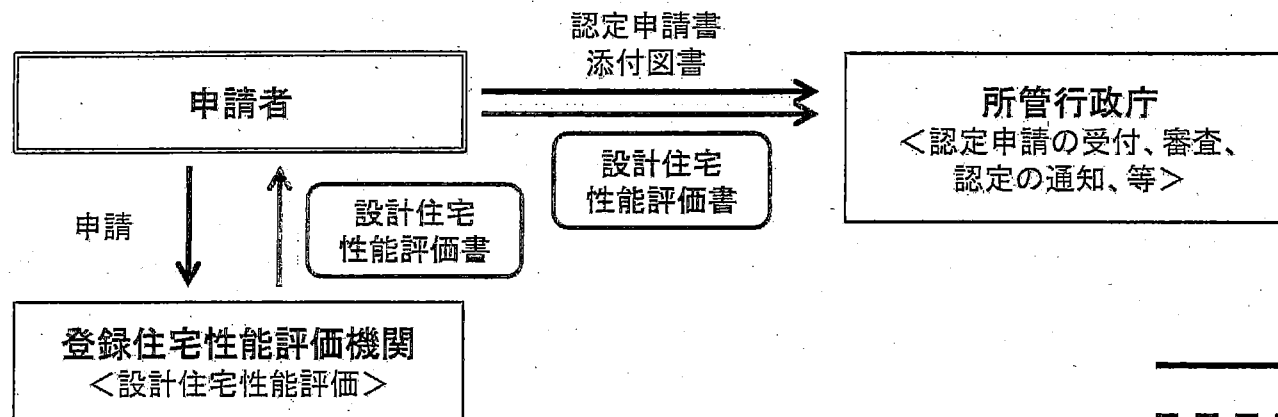
住宅性能表示の必須項目が長期優良住宅の認定基準の項目に絞られることに伴い、長期優良住宅の認定申請を行う住戸で住宅性能評価書の交付を受けるケースが増加することが想定される。

→ 従来の技術的審査による適合証に代えて、品確法に基づく住宅性能評価書による認定事務実施が可能となるよう、各所管行政庁において、体制の整備等をお願いします。

① 技術的審査を依頼し、「適合証」を添付して認定申請する場合（現在の標準的な手続き）



② 設計住宅性能評価を受け、「設計住宅性能評価書」を添付して認定申請する場合



—————→ 法定手続き
-----→ その他の手続き

産業建設常任委員会資料

駐車場料金体系の見直し検討試算資料について

【試算内容】

駐車場料金体系の見直し検討資料として次の4ケースを試算する。

- 1 駐車場料金を平成28年度から日額300円（8時間100円）としたケース
- 2 駐車場料金を平成29年度から日額300円（8時間100円）としたケース
- 3 駐車場料金を平成30年度から日額300円（8時間100円）としたケース
- 4 駐車場料金を平成29年度から日額800円（3時間100円）とし、平成30年度から日額300円（8時間100円）としたケース

駐車場料金体系の見直し検討試算

(H28～日額300円)

(歳入)

(千円)

費目	25	26	27	28	29	30	31	32	33
使用料	26,316	26,829	27,104	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
	6	6	6	6	6	6	6	6	6
雑入	53	55	53	50	50	50	50	50	50
歳入小計	26,375	26,890	27,163	7,656	7,656	7,656	7,656	7,656	7,656
繰越金	6,880	9,219	12,419	15,549	0	0	0	0	0
一般会計繰入金	0	0	0	2,547	18,096	2,871	0	0	0
歳入合計(A)	33,255	36,109	39,582	25,752	25,752	10,527	7,656	7,656	7,656

(歳出)

	25	26	27	28	29	30	31	32	33
需用費	1,258	1,361	1,484	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
役務費	145	153	160	205	205	205	205	205	205
委託料	1,322	1,433	1,433	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
使用料及び賃借料	875	36	39	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
公課費	639	910	1,120	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
公債費	19,797	19,797	19,797	19,797	19,797	4,572	0	0	0
一般会計繰出金	0	0	0	0	0	0	1,701	1,701	1,701
歳出合計(B)	24,036	23,690	24,033	25,752	25,752	10,527	7,656	7,656	7,656

収支(A) - (B)	9,219	12,419	15,549	0	0	0	0	0	0
-------------	-------	--------	--------	---	---	---	---	---	---

駐車場料金体系の見直し検討試算

(H29～日額300円)

(歳入)

(千円)

費目	25	26	27	28	29	30	31	32	33
使用料	26,316	26,829	27,104	25,200	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
	6	6	6	6	6	6	6	6	6
雑入	53	55	53	50	50	50	50	50	50
歳入小計	26,375	26,890	27,163	25,256	7,656	7,656	7,656	7,656	7,656
繰越金	6,880	9,219	12,419	15,549	15,053	0	0	0	0
一般会計繰入金	0	0	0	0	3,043	2,871	0	0	0
歳入合計 (A)	33,255	36,109	39,582	40,805	25,752	10,527	7,656	7,656	7,656

(歳出)

	25	26	27	28	29	30	31	32	33
需用費	1,258	1,361	1,484	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
役務費	145	153	160	205	205	205	205	205	205
委託料	1,322	1,433	1,433	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
使用料及び賃借料	875	36	39	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
公課費	639	910	1,120	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
公債費	19,797	19,797	19,797	19,797	19,797	4,572	0	0	0
一般会計操出金	0	0	0	0	0	0	1,701	1,701	1,701
歳出合計 (B)	24,036	23,690	24,033	25,752	25,752	10,527	7,656	7,656	7,656

収支 (A) - (B)	9,219	12,419	15,549	15,053	0	0	0	0	0
--------------	-------	--------	--------	--------	---	---	---	---	---

駐車場料金体系の見直し検討試算

(H30～日額300円)

(歳入)

(千円)

費目	25	26	27	28	29	30	31	32	33
使用料	26,316	26,829	27,104	25,200	25,200	7,600	7,600	7,600	7,600
	6	6	6	6	6	6	6	6	6
雑入	53	55	53	50	50	50	50	50	50
歳入小計	26,375	26,890	27,163	25,256	25,256	7,656	7,656	7,656	7,656
繰越金	6,880	9,219	12,419	15,549	15,053	14,557	11,686	13,387	15,088
一般会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計(A)	33,255	36,109	39,582	40,805	40,309	22,213	19,342	21,043	22,744

(歳出)

	25	26	27	28	29	30	31	32	33
需用費	1,258	1,361	1,484	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
役務費	145	153	160	205	205	205	205	205	205
委託料	1,322	1,433	1,433	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
使用料及び賃借料	875	36	39	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
公課費	639	910	1,120	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
公債費	19,797	19,797	19,797	19,797	19,797	4,572	0	0	0
一般会計操出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計(B)	24,036	23,690	24,033	25,752	25,752	10,527	5,955	5,955	5,955

収支(A) - (B)	9,219	12,419	15,549	15,053	14,557	11,686	13,387	15,088	16,789
-------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

駐車場料金体系の見直し検討試算

(H29～日額800円・H30～日額300円)

(歳入)

(千円)

費目	25	26	27	28	29	30	31	32	33
使用料	26,316	26,829	27,104	25,200	17,600	7,600	7,600	7,600	7,600
	6	6	6	6	6	6	6	6	6
雑入	53	55	53	50	50	50	50	50	50
歳入小計	26,375	26,890	27,163	25,256	17,656	7,656	7,656	7,656	7,656
繰越金	6,880	9,219	12,419	15,549	15,053	6,957	4,086	5,787	7,488
一般会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計(A)	33,255	36,109	39,582	40,805	32,709	14,613	11,742	13,443	15,144

(歳出)

	25	26	27	28	29	30	31	32	33
需用費	1,258	1,361	1,484	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
役務費	145	153	160	205	205	205	205	205	205
委託料	1,322	1,433	1,433	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
使用料及び賃借料	875	36	39	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
公課費	639	910	1,120	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
公債費	19,797	19,797	19,797	19,797	19,797	4,572	0	0	0
給料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計操出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出合計(B)	24,036	23,690	24,033	25,752	25,752	10,527	5,955	5,955	5,955

収支(A) - (B)	9,219	12,419	15,549	15,053	6,957	4,086	5,787	7,488	9,189
-------------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算

歳入

(単位：千円)

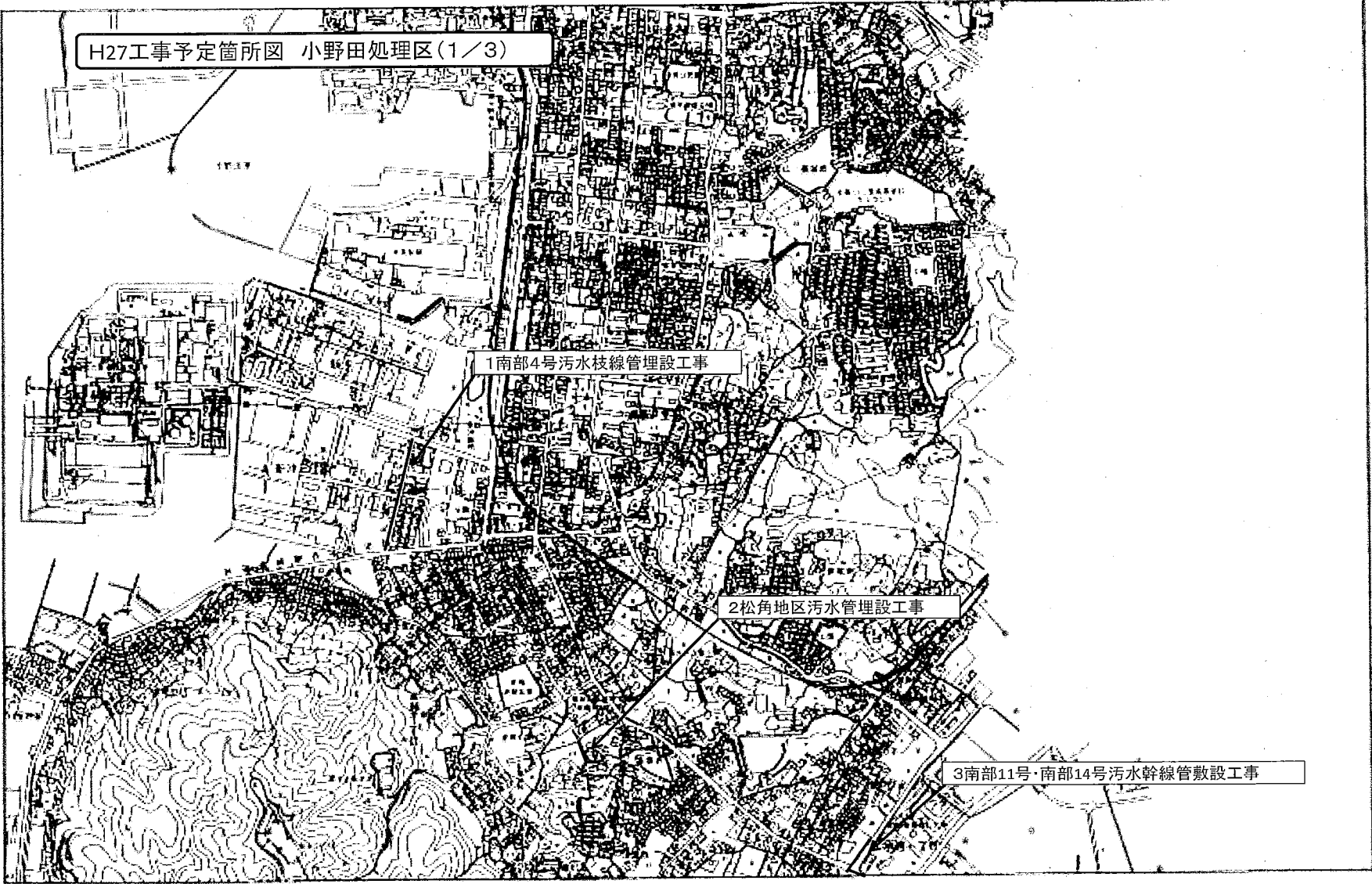
款	本年度	前年度	比較	増減%
1 分担金及び負担金	25,863	22,292	3,521	15.8
2 使用料及び手数料	575,968	574,863	1,105	1.9
3 国庫支出金	382,000	353,000	29,000	8.2
4 繰入金	1,046,330	1,002,120	44,210	4.4
5 繰越金	1,000	1,000	0	0
6 諸収入	812	1,012	△200	△19.8
7 市債	1,006,200	987,300	18,900	1.9
計	3,038,173	2,941,578	96,586	3.3

歳出

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	増減%
1 下水道事業費	1,276,189	1,224,688	51,501	4.2
1 下水道一般管理費	50,092	45,413	4,679	10.3
2 施設管理費	290,793	276,020	14,773	5.4
3 水質管理費	7,203	9,562	△2,359	△24.7
4 下水道建設費	928,101	893,693	34,408	3.9
2 公債費	1,761,484	1,716,399	45,085	2.6
1 元金	1,366,852	1,296,990	69,862	5.4
2 利子	394,632	419,409	△24,777	△5.9
3 予備費	500	500	0	0
計	3,038,173	2,941,587	96,586	3.3

H27工事予定箇所図 小野田処理区(1/3)



1南部4号污水枝線管埋設工事

2松角地区污水管埋設工事

3南部11号・南部14号污水幹線管敷設工事

H27工事予定箇所図 小野田処理区(2/3)

4高千帆10号污水枝線管敷設工事

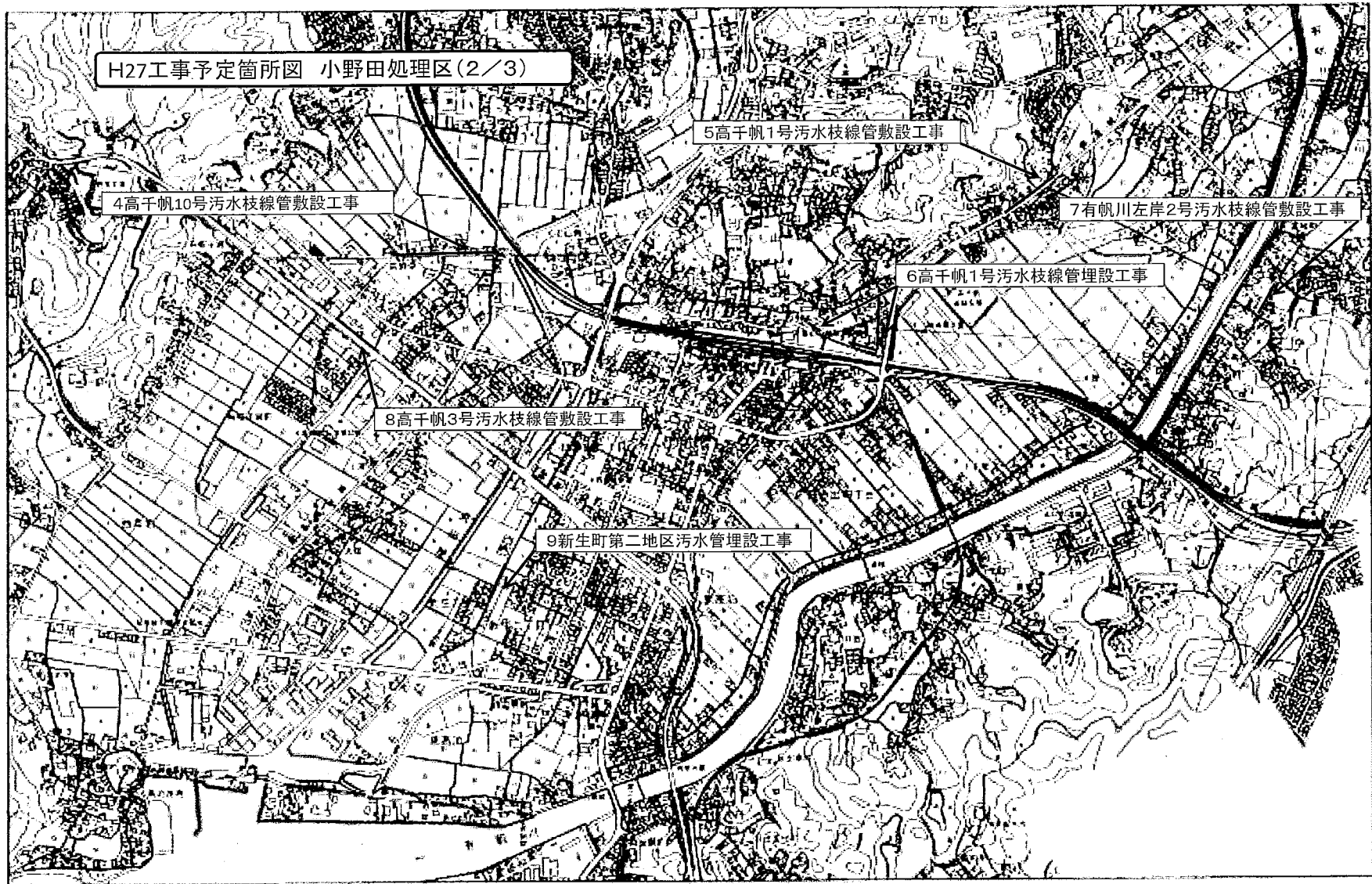
5高千帆1号污水枝線管敷設工事

7有帆川左岸2号污水枝線管敷設工事

6高千帆1号污水枝線管埋設工事

8高千帆3号污水枝線管敷設工事

9新生町第二地区污水管埋設工事



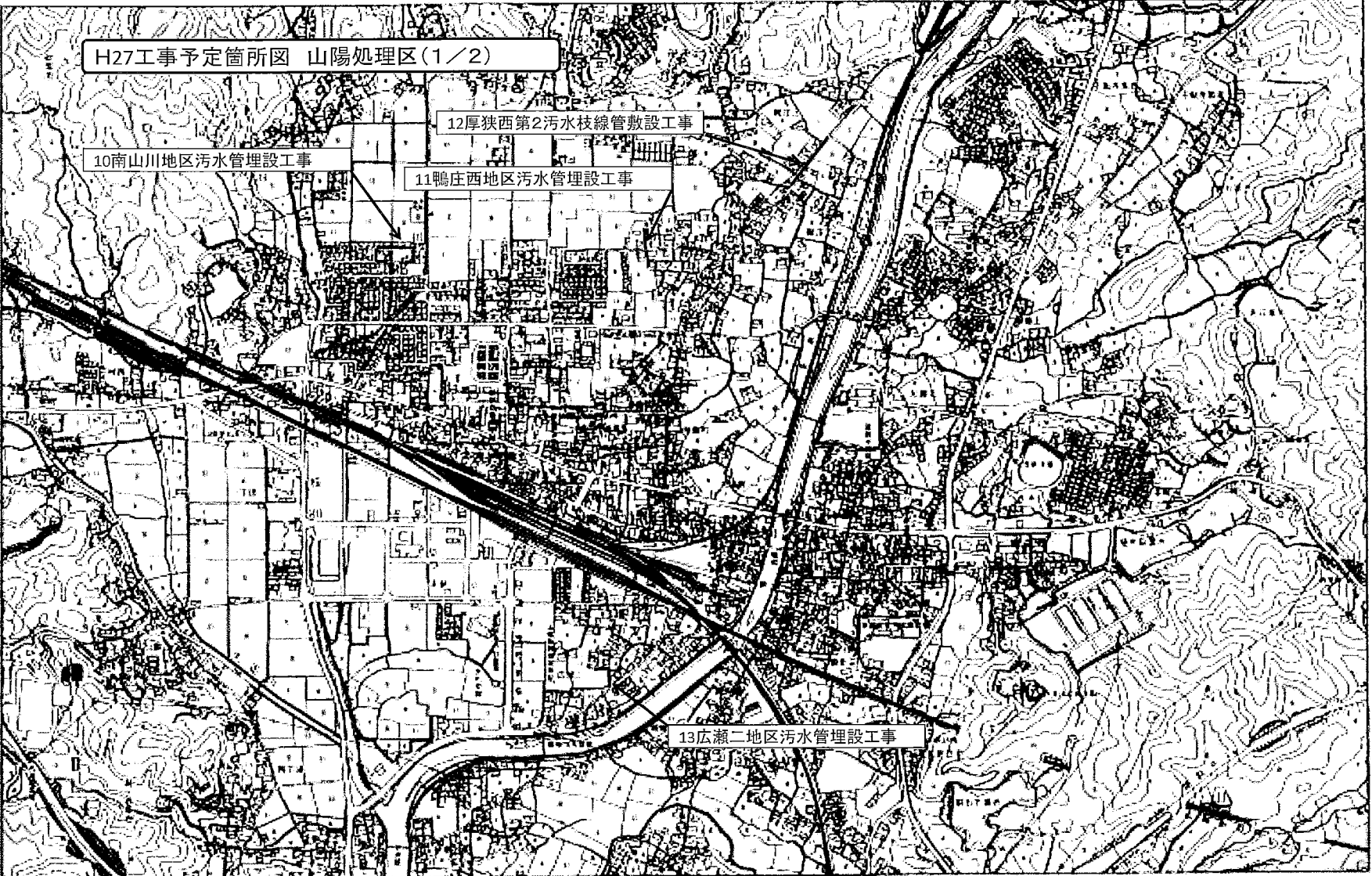
H27工事予定箇所図 山陽処理区(1/2)

12厚狭西第2污水枝線管敷設工事

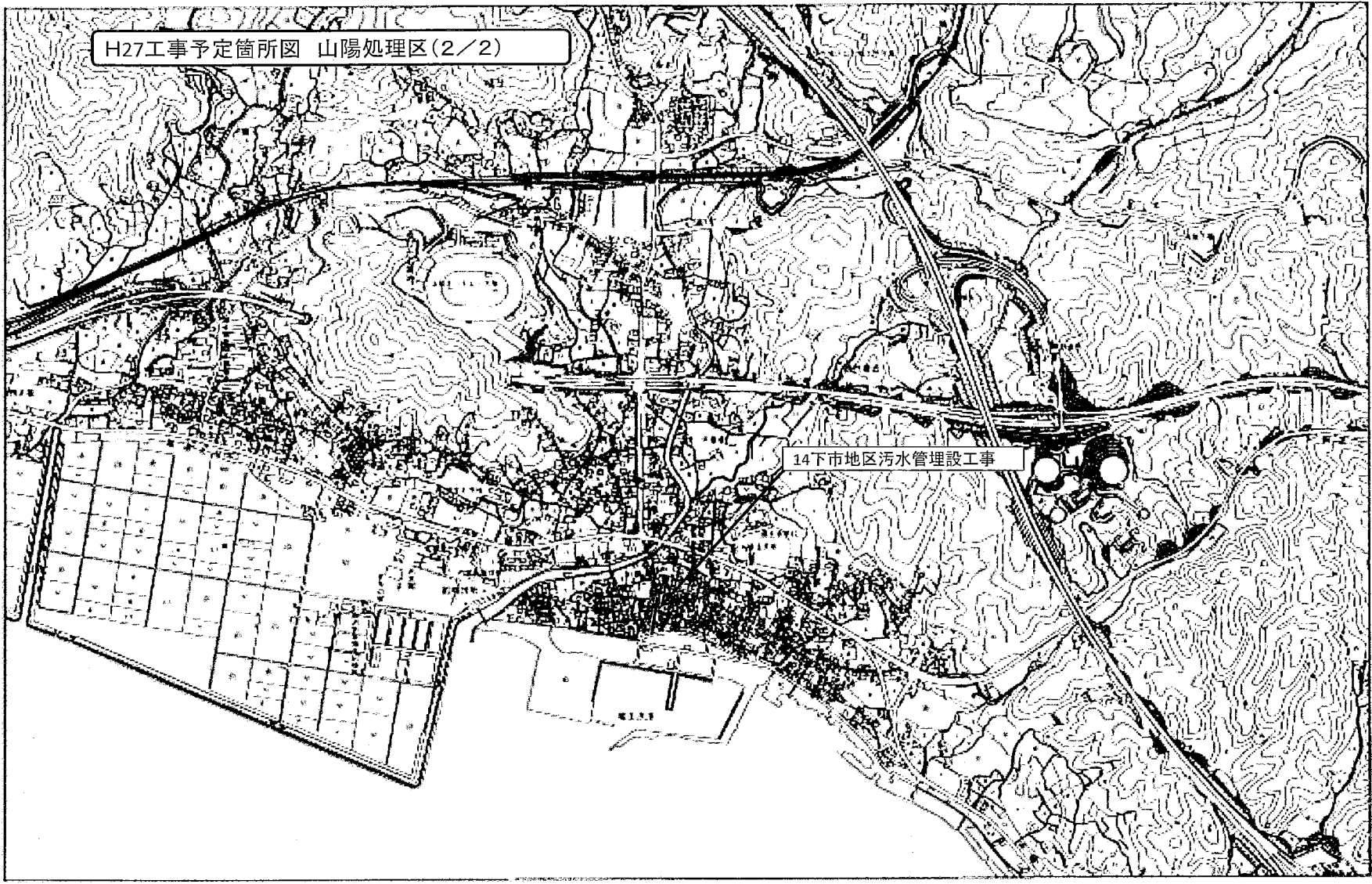
10南山川地区污水管埋設工事

11鴨庄西地区污水管埋設工事

13広瀬二地区污水管埋設工事



H27工事予定箇所図 山陽処理区(2/2)



14下市地区污水管理設工事

平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算

歳入

(単位：千円)

款	本年度	前年度	比較	増減 %
1使用料及び手数料	24,933	25,025	△92	△0.4
2繰入金	59,828	59,388	440	0.7
3繰越金	100	100	0	0
4諸収入	2	2	0	0
計	84,863	84,515	348	0.4

歳出

(単位：千円)

款 項	本年度	前年度	比較	増減 %
1農業集落排水事業費	20,723	19,488	1,235	6.3
2公債費	64,090	64,977	△887	△1.4
1元金	48,315	47,742	573	1.2
2利子	15,775	17,235	△1,460	△8.5
3予備費	50	50	0	0
計	84,863	84,515	348	0.4

山陽小野田市工場設置奨励条例における対象業種

日本標準産業分類(平成25年10月改定/平成26年4月1日施行)

現行制度下の対象業種

分類区分(大分類)を統一した対象業種

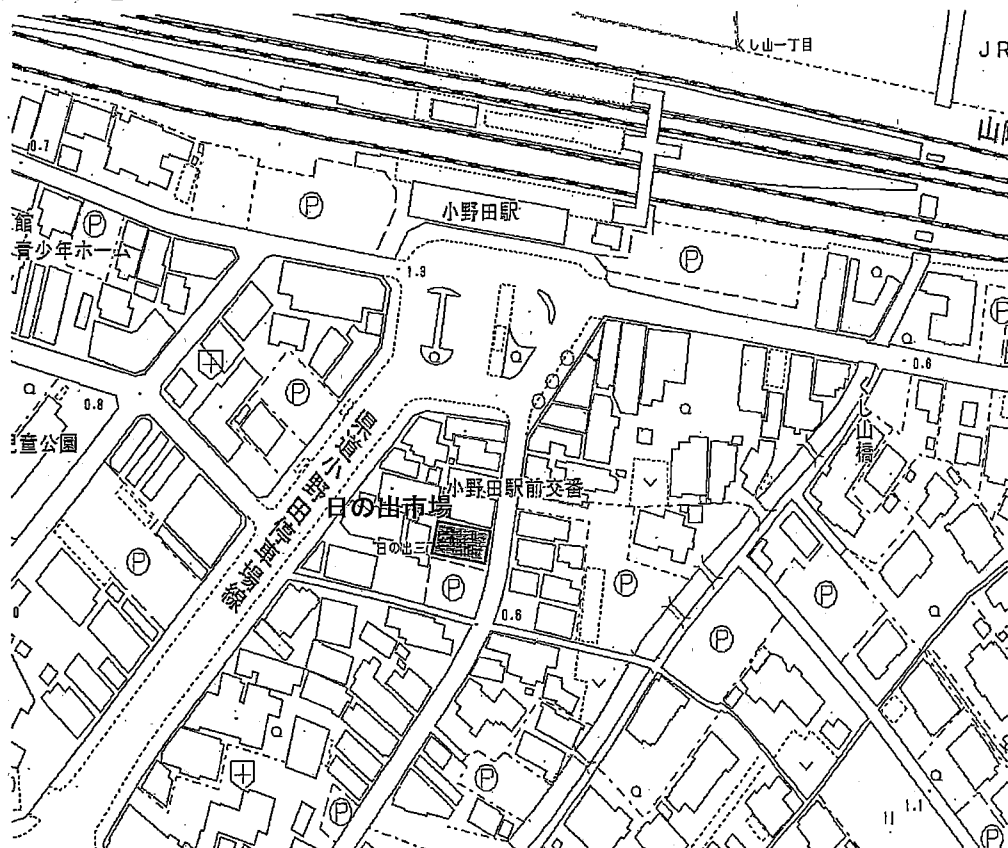
大分類	中分類	小分類
A 農業、林業		
B 漁業		
C 鉱業、採石業、砂利採取業		
D 建設業		
E 製造業	09～32 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業ほか	090～329 管理、補助的経済活動を行う事業所(09食料品製造業)、畜産食料品製造業ほか
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	330～331 管理、補助的経済活動を行う事業所(33電気業)、電気業
	34 ガス業	340 管理、補助的経済活動を行う事業所(34ガス業)
		341 ガス業
	35 熱供給業	350～351 管理、補助的経済活動を行う事業所(35熱供給業)、熱供給業
36 水道業	360～363 管理、補助的経済活動を行う事業所(36水道業)、上水道業、工業用水道業、下水道業	
G 情報通信業	37 通信業	370～373 管理、補助的経済活動を行う事業所(37通信業)、固定電気通信業など
	38 放送業	380～383 管理、補助的経済活動を行う事業所(38放送業)、公共放送業、民間放送業ほか
	39 情報サービス業	390 管理、補助的経済活動を行う事業所(39情報サービス業)
		391 ソフトウェア業
		392 情報処理・提供サービス業
	40 インターネット付随サービス業	400～401 管理、補助的経済活動を行う事業所(40インターネット付随サービス業)ほか
41 映像・音声・文字情報制作業	410～416 管理、補助的経済活動を行う事業所(41映像・音声・文字情報制作業)ほか	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	420～421 管理、補助的経済活動を行う事業所(42鉄道業)、鉄道業
	43 道路旅客運送業	430～439 管理、補助的経済活動を行う事業所(43道路旅客運送業)ほか
	44 道路貨物運送業	440 管理、補助的経済活動を行う事業所(44道路貨物運送業)
		441 一般貨物自動車運送業
		442 特定貨物自動車運送業
		443 貨物軽自動車運送業
		444 集配利用運送業
		449 その他の道路貨物運送業
	45 水運業	450～454 管理、補助的経済活動を行う事業所(45水運業)、外航海運業、沿海海運業ほか
	46 航空運輸業	460～462 管理、補助的経済活動を行う事業所(46航空運輸業)、航空運送業、航空機使用業
	47 倉庫業	470 管理、補助的経済活動を行う事業所(47倉庫業)
		471 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)
		472 冷蔵倉庫業
	48 運輸に付帯するサービス業	480 管理、補助的経済活動を行う事業所(48運輸に付帯するサービス業)
481 港湾運送業		
482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)		
483 運送代理店		
484 こん包業		
485 運輸施設提供業		
489 その他の運輸に付帯するサービス業		
49 郵便業(信書便事業を含む)	490～491 管理、補助的経済活動を行う事業所(49郵便業)、郵便業(信書便事業を含む)	
I 卸売業、小売業		
J 金融業、保険業		
K 不動産業、物品賃貸業		
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	710 管理、補助的経済活動を行う事業所(71学術・開発研究機関)
		711 自然科学研究所
		712 人文・社会科学研究所
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	720～729 管理、補助的経済活動を行う事業所(72専門サービス業)ほか
73 広告業	730～731 管理、補助的経済活動を行う事業所(73広告業)、広告業	
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	740～749 管理、補助的経済活動を行う事業所(74技術サービス業)ほか	
M 宿泊業、飲食サービス業		
N 生活関連サービス業、娯楽業		
O 教育、学習支援業		
P 医療、福祉		
Q 複合サービス事業		
R サービス業(他に分類されないもの)		
S 公務(他に分類されるものを除く)		
T 分類不能の産業		

■山陽小野田市商業起業家支援センター「日の出市場」

【施設概要】

- 開館日 平成14年10月1日
- 設置目的 商業に属する事業を新たに興そうとする者を支援することにより、商業の活性化に資するため、山陽小野田市商業起業家支援センターを設置
- 建物建築年 昭和48年
- 構造 鉄骨コンクリートブロック造2階建
- 敷地面積 182.59㎡
- 延床面積 283.56㎡
(1階141.78㎡ 2階141.78㎡)
- 貸スペース 4区画 (1区画15.32㎡)
- 使用料 1区画 月額15,000円 (税抜)

【周辺地図】



【入店状況】

- ① 手造り木製品の販売
平成14年10月1日～17年9月30日
- ② バッグ・エプロン販売、婦人服仕立
平成14年11月1日～16年3月31日
- ③ アジア輸入雑貨販売
平成14年11月1日～17年10月31日
- ④ 健康食品販売
平成14年12月1日～17年10月31日
- ⑤ 無国籍雑貨販売
平成18年7月1日～18年7月31日
- ⑥ パソコン修理、販売
平成18年9月1日～21年10月31日
- ⑦ アクセサリー製作販売
平成19年2月1日～19年9月30日
- ⑧ ガラスエッチング工房、製品販売
平成20年2月1日～20年4月30日
- ⑨ 竹炭・有機野菜販売
平成20年12月1日～平成21年11月30日
- ⑩ 障害者施設作成工芸品販売
平成21年3月1日～平成22年8月31日

○山陽小野田市商業起業家支援センター条例

平成17年3月22日

条例第151号

改正 平成17年11月11日条例第243号

平成24年6月29日条例第30号

平成25年12月26日条例第37号

(設置)

第1条 この条例は、商業に属する事業を新たに興そうとする者を支援することにより、商業の活性化に資するため、山陽小野田市商業起業家支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市商業起業家支援センター	山陽小野田市日の出三丁目1番28号

(事業)

第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商業の起業家の支援に関する事業
- (2) 施設の維持管理に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援センターの目的を達成するために必要な事業

(使用者資格)

第4条 支援センターを使用できる者は、支援センターの使用の申請をする日において、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 支援センターの設置の目的に添った事業を新たに行うこと。
- (2) 前号の事業に関する具体的な計画を有すること。
- (3) 法令により許認可等を必要とする事業に関する使用に当たっては、当該許認可等を現に受けていること又は受ける見込みが確実であること。

(4) 市税等の滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと又はその者の統制の下にないこと。

（使用許可）

第5条 支援センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請して、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、使用を許可するものとする。

3 前項の場合において、審査の結果により使用の許可を与えることができる認められる者（以下この項において「適合者」という。）の数が支援センターの使用の許可を与えることができる区画数を超える場合は、適合者のうちから抽選により選定された者に許可するものとする。

4 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

5 市長は、第1項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（使用期間）

第6条 支援センターの使用期間は、1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項の使用期間を延長することができる。

3 前項の規定による使用期間の延長は、1年とする。更に延長しようとするときも、同様とする。

4 第2項の規定による使用期間の延長は、第1項の使用期間と合わせて3年

を超えることができない。

(使用料)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受ける際、1区画当たり月額1万6,200円を使用料として納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第9条 使用者が支援センターに特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、市長の許可を受けなければならない。

(目的以外の使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に支援センターを使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 公益上その他市長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、その使用により建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、支援センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に支援センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に支援センターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 商業者育成のための指導業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第9条及び第12条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に支援センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、支援センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市商業起業家支援センター条例（平成14年小野田市条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年11月11日条例第243号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山陽小野田市商業起業家支援センター条例第14条の規定により支援センターの管理を委託しているときは、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例、山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例、山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例、山陽小野田市道路占用料徴収条例、山陽小野田市福祉センター条例、山陽小野田市急患診療所条例、山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山陽小野田市商工センター条例、山陽小野田市商業起業家支援センター条例、山陽小野田市漁港管理条例、山陽小野田市労働会館条例、山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例、山陽小野田市港湾施設条例、山陽小野田市立学校施設使用料条例、山陽小野田市立図書館条例、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例、山陽小野田市きららガラス未来館条例又は山陽小野田市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用、占用等の許可等をしたものから適用し、同日前に使用、占用等の許可等をしたものについては、なお従前の例による。

○山陽小野田市補助金交付規則

平成17年3月22日

規則第53号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、市の産業の振興、コミュニティの活性化、生活環境の向上、福祉・保健の増進、教育・文化・スポーツの高揚等を図るため、その事業を行う団体又は者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

(補助の対象となる事業及び補助範囲)

第3条 補助の対象となる事業の種類及び補助範囲は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要があると認めるときは、別表の規定以外についても補助の対象とすることができる。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体又は者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、通知する。

2 前項の規定による補助金交付決定の際、補助金交付の趣旨を明確にするため、必要な指示又は条件を付することができる。

(報告義務)

第6条 補助事業者は、申請内容に変更がある場合又は完了した場合は、必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 申請内容に変更のある場合は、前条の規定に準じる。

3 補助事業者は、事業実施に係る必要な帳簿等を備え付け、整備しておかななければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が補助金申請内容と異なる補助金の使用等を行った場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小野田市女性団体連絡協議会補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市若者会議補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市国際交流協会補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市ふるさとづくり推進地区助成金交付要綱(昭和60年小野田市要綱)、小野田市自治会事務費補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市自治会連合会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市防犯対策協議会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市職域防犯協会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市道路反射鏡の設置助成等に関する規則(昭和53年小野田市規則第6号)、小野田市防犯外灯設置補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、自治会館建設の助成に関する規則(昭和52年小野田市規則第20号)、小野田市社会福祉事業団本部事務局への補助に関する要綱(平成10年小野田市要綱)、小野田市知的障害者小規模作業所補助金交付要綱(平成12年小野田市要綱)、小野田市児童健全育成対策事業補助金交付要綱(平成7年小野田市要綱)、小野田市老人運動広場設置費等助成要綱(昭和59年小野田市要綱)、小野田市児童遊園地設置費等助成規則(昭和52年小野田市規則第19号)、小野田市災害援護資金借入金利息補助交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市資源ごみ再利用化推進奨励金交付要綱(平成7年小野田市要綱)、小野田市環境衛生推進協議会補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、小野田市公衆浴場経営安定対策補助金交付要綱(平成11年小野田市要綱)、生ごみ処理容器設置に係る補助金交付要綱(昭和63年小野田市要綱)、小野田市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱(平成12年小野田市要綱)、ごみ収納箱設置に係る補助金交付要綱(平成4年小野田市要綱)、小野田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成5年小野田市要綱)、小野田市地域管理墓地整備事業補助金交付要綱(平成10年小野田市要綱)、労働対策補助金交付要綱(平成8年小野田市要綱)、小野田市中小企業退職金共済

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
<p style="text-align: center;">産業建設 常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路行政に関すること。 ・商業の振興に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 厚狭駅前・セメント町地区の活性化について (2) 地元企業、商店の活用、空き店舗対策について (3) 小野田駅前地区の整備促進について ・住宅施策に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ベッドタウンとしてのまちづくりについて ・公共交通に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) デマンド交通システムについて (2) JR美祢線・小野田線の利用促進について ・コンパクトシティ事業に関すること。 ・農林水産業の振興に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中山間地域の空き家対策について ・観光行政に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交流、観光施設を利用したまちづくりについて (2) 観光資源の有効利用について ・企業誘致に関すること。 	<p style="text-align: center;">平成27年3月 定例会前日まで 継続して閉会中 調査する。</p>